

土砂災害防止法に基づく施策の 取り組み状況

土砂災害防止法の政策レビューの取り組み方針

テーマ名	土砂災害防止法
評価の目的、必要性	<p>土砂災害防止法※は、都市化の進行により山裾間際まで新興住宅地が拡大していた地域において、平成11年に発生した土砂災害を契機に、土砂災害のおそれのある土地の区域における警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を行うことにより、土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的に制定され、平成13年4月から施行された。法の施行から10年が経過したことを踏まえ、土砂災害の防止を図る施策の実施状況や効果について評価を行うことにより、施策の実施に係る課題及びその対応策について検討を行い、今後の施策の方向性に反映させることを目的とする。</p> <p>※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p>
対象政策	土砂災害防止法に基づく基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害警戒区域等において実施される警戒避難体制の整備や一定の開発行為（以下、「特定開発行為」という。）の制限等の土砂災害防止対策を対象とする。
評価の視点	<p>土砂災害警戒区域等の指定状況及び法に基づき行われる土砂災害防止対策の実施状況について、以下の視点により評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎調査は適切に行われているか ②土砂災害警戒区域の指定及び指定が行われた区域の周知は適切に行われているか ③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備についての市町村地域防災計画への反映は適切に行われているか ④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限は効果をあげているか ⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転支援は効果をあげているか
評価手法	<p>土砂災害防止法の実施主体である都道府県等を対象に、以下についてデータを収集・分析し、評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎調査の実施状況 ②土砂災害警戒区域の指定の状況及び指定が行われた区域の周知の状況 ③土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備についての市町村地域防災計画への反映状況 ④土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限についての実績 ⑤土砂災害特別警戒区域からの安全な土地への移転についての実績
検討状況	平成22年度に都道府県を対象として、土砂災害警戒区域等の指定状況等の土砂災害防止対策の一部について取り組み状況を調査している。
第三者の知見の活用	・有識者等を交えた検討会を計3回程度開催し、意見を聴取する予定（検討会の委員構成等については検討中）。

第1回政策レビュー委員会での主な質問事項等と資料中での対応

質問事項	資料1の対応ページ
都道府県毎の指定の進捗差が大きい理由は何か。	P14～15,P18～22
現在、人家がない箇所において、今後人家の立地が予想される場合の対応。	P7
市町村長が指定に反対する背景については、どのようなことが考えられるか。	P19～20
44の都道府県では指定の範囲が分かる図面を公開しているということだが残りの県はどのような状況か。	P23～24
市町村地域防災計画に、警戒避難について記載すべき事項が十分に記載されていない理由は何か。	P28
ハザードマップ公表済みの市町村の数・割合が高くない理由は何か。利害関係者の抵抗はあるのか。	P30
特定開発行為を許可した箇所等で崩壊等が発生し、被災した事例はないか。	P38
特別警戒区域から移転が行われた背景、要因は何か。	P42
住宅金融支援機構融資の活用事例がないのは、がけ地近接等危険住宅移転事業による支援で移転ができ、勧告をする必要性がなかったからという理解でよいか。	P41～43
既存の不適合住宅については、地域住宅交付金事業による支援制度が活用されていない背景は何か。	

①基礎調査の実施状況

土砂災害警戒区域と土砂災害危険箇所

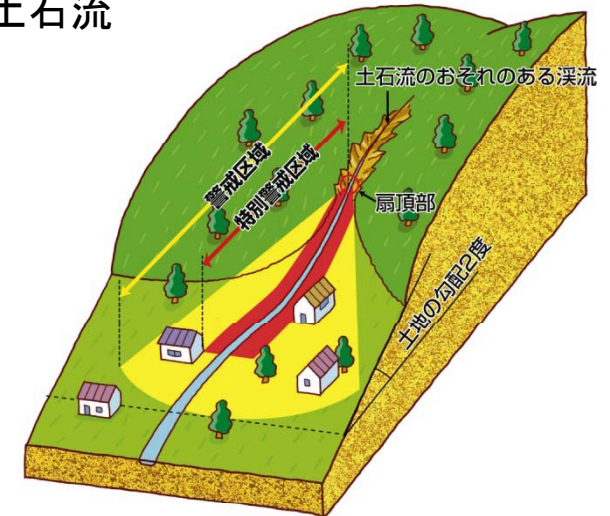
土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき指定された区域
(法律に基づいた調査によるもの)

【区域の定義】

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りが発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域 (第6条)

例: 土石流



土砂災害危険箇所

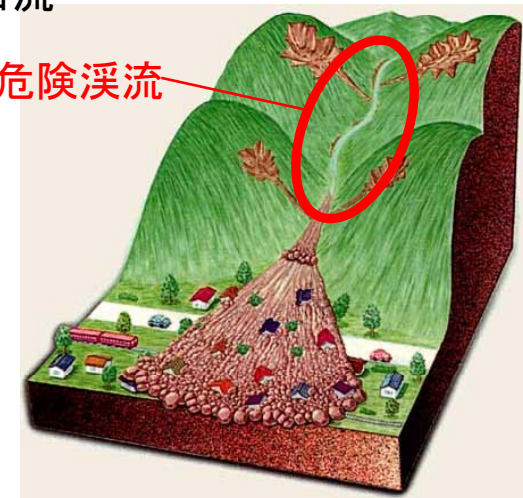
国土交通省の要請により各都道府県が調査を実施したもの
(法的な位置づけはない)

【箇所の定義】

土石流、地すべり、急傾斜の崩壊が発生するおそれがある箇所 (それぞれ、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている)

例: 土石流

土石流危険溪流

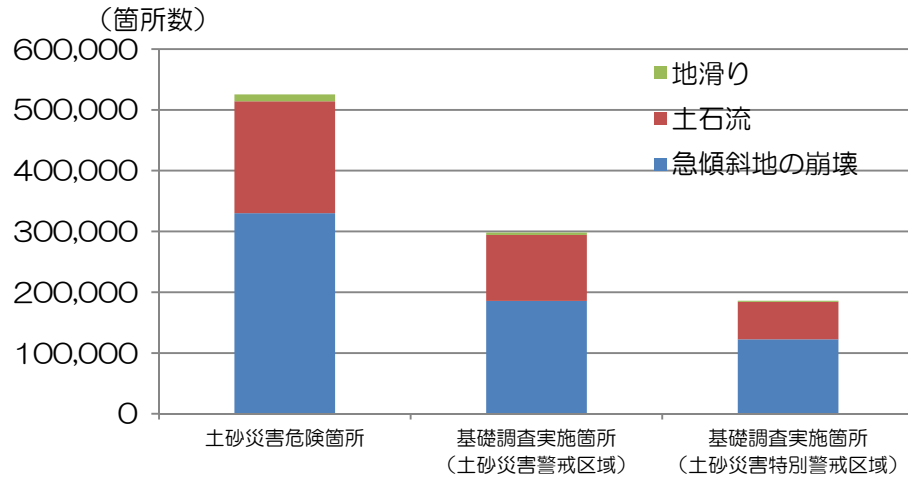


①-1 基礎調査の実施状況

- 基礎調査は、土砂災害危険箇所約52万5千箇所に対し、土砂災害警戒区域で約29万8千箇所、土砂災害特別警戒区域で約18万6千箇所を実施

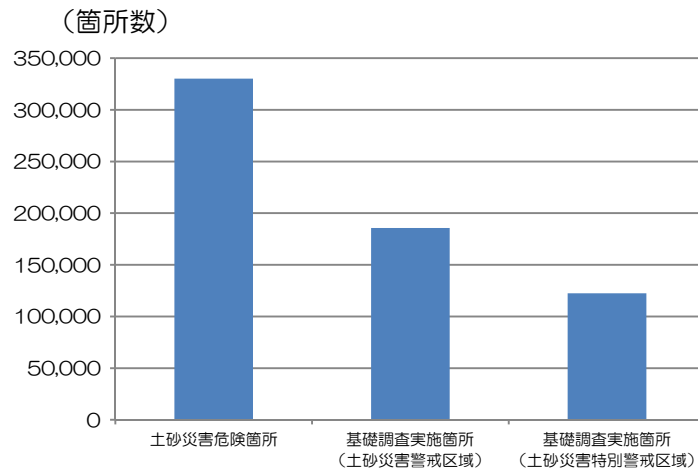
全国の基礎調査の実施状況

(H23.8.31時点)

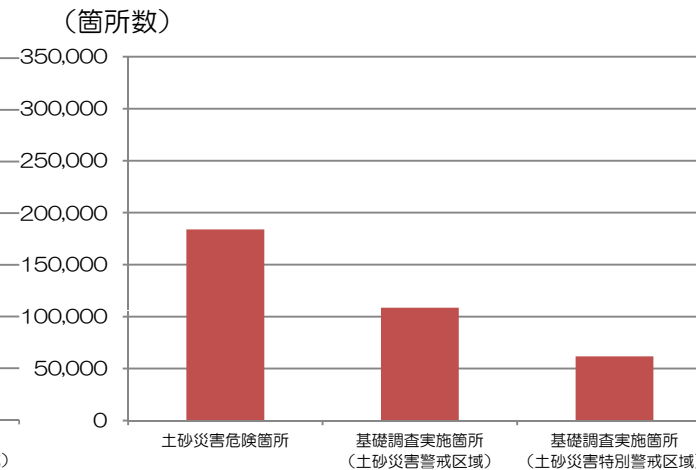


	全箇所	急傾斜地の崩壊	土石流	地滑り
基礎調査実施箇所 (土砂災害警戒区域)	298,126	185,710	108,622	3,794
基礎調査実施箇所 (土砂災害特別警戒区域)	185,885	122,494	61,722	1,669
【参考】 土砂災害危険箇所	525,307	330,156	183,863	11,288

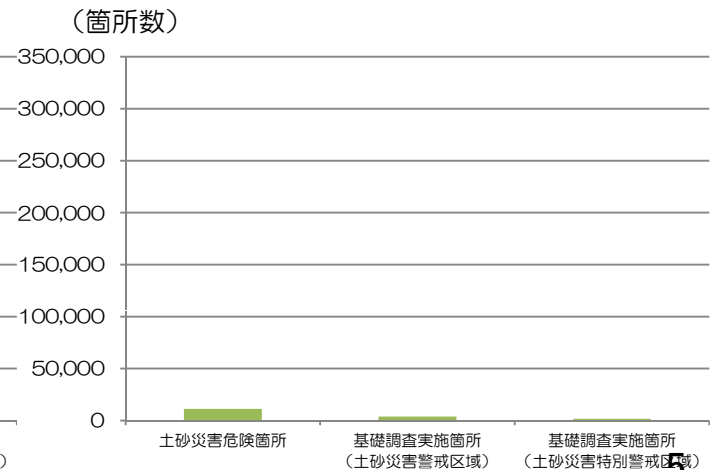
急傾斜地の崩壊



土石流



地滑り

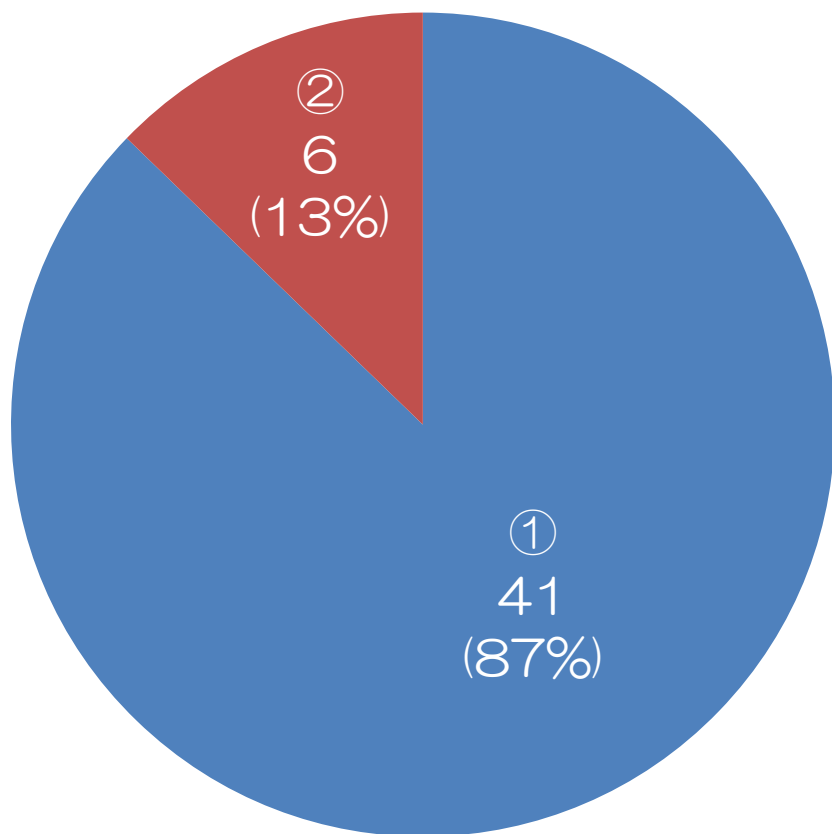


①-2 基礎調査の実施方針(基礎調査の実施単位)

- 多くの都道府県は、市町村や自治会単位で基礎調査を実施している

基礎調査の実施方針

(47都道府県にアンケート調査を実施)



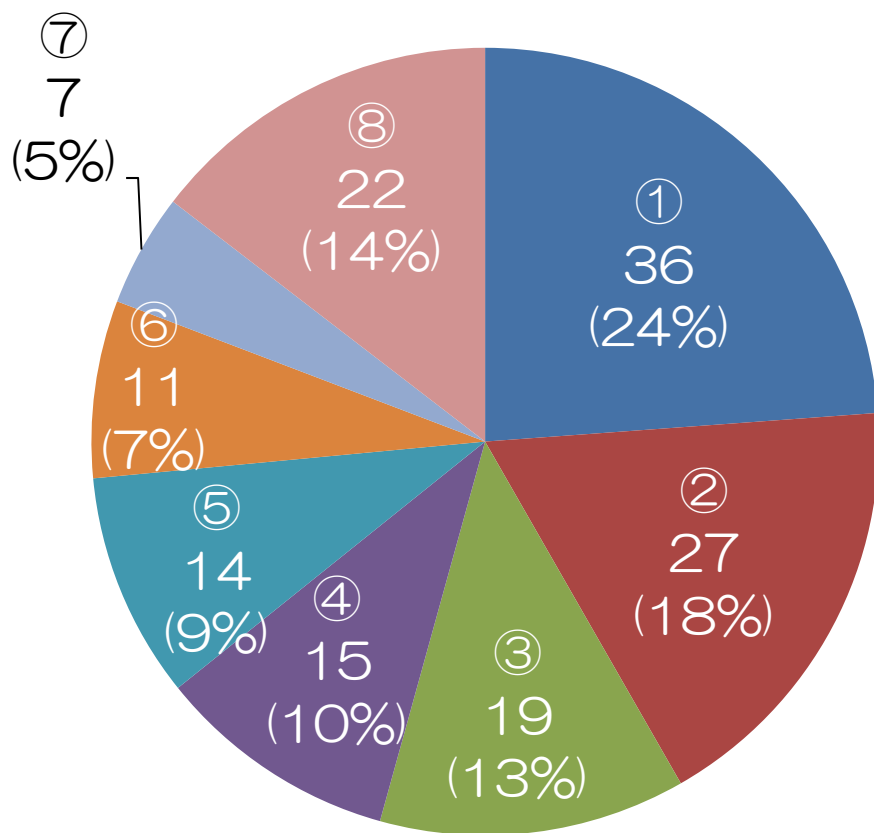
N=47

- ①市町村（もしくは旧市町村）や自治会単位で基礎調査を行う [一定の地区を一括して調査を実施]
- ②優先して基礎調査を行う箇所ごとに基礎調査を行う [地区毎でなく、個別箇所での調査を実施]

①-3 基礎調査の実施箇所選定の考え方

- 災害時要援護者関連施設が立地する箇所、過去に土砂災害が発生した箇所、保全人家が多い箇所等を中心に基礎調査の実施箇所を選定している

基礎調査の優先順位の考え方で重視している項目 (47都道府県にアンケート調査を実施、複数回答可)



- ① 災害時要援護者関連施設が立地する箇所
- ② 過去に土砂災害が発生した箇所
- ③ 保全人家が多い箇所
- ④ 土砂災害危険箇所のランク I
- ⑤ 地域開発が活発で住宅、災害時要援護者関連施設等の立地が予想される箇所
- ⑥ 避難所が立地する箇所
- ⑦ 防災拠点が立地する箇所
- ⑧ その他

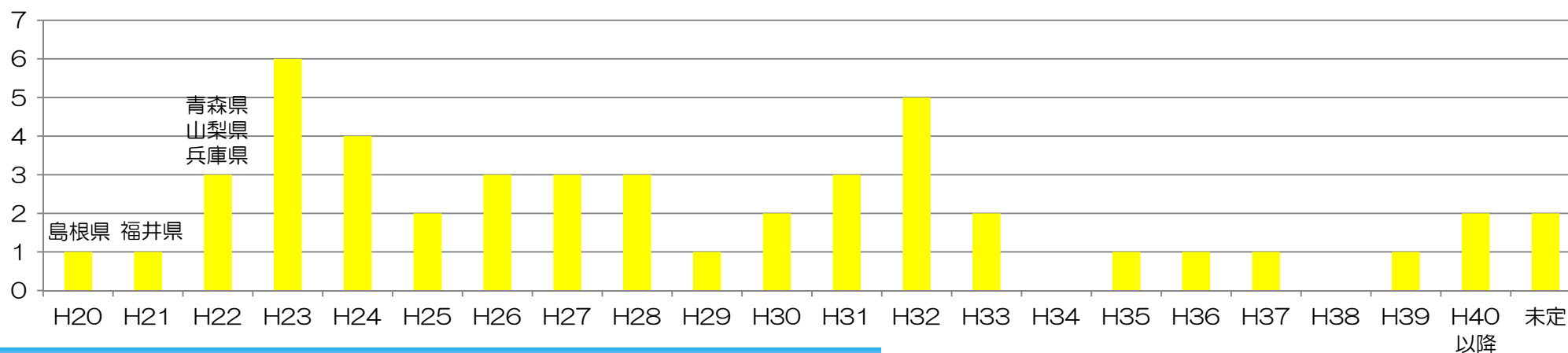
N=151 (回答数)

①-4 基礎調査の完了予定年度

- 都道府県の多数が平成30年度前後までに完了する予定である一方、平成40年度以降に完了する予定であったり、完了予定が未定の都道府県がある
- 1巡目の基礎調査が完了した都道府県がみられる

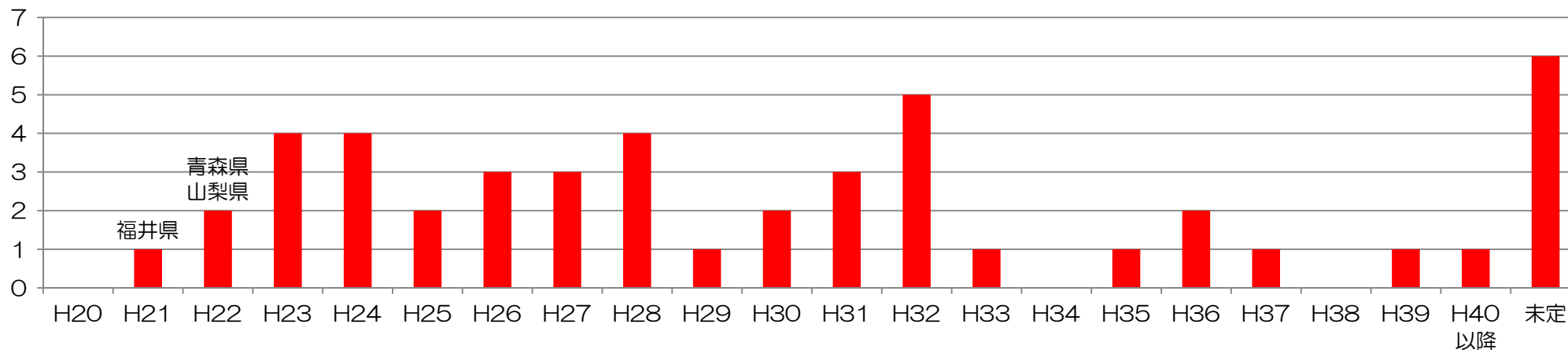
基礎調査(土砂災害警戒区域)の完了予定年度

(都道府県数)



基礎調査(土砂災害特別警戒区域)の完了予定年度

(都道府県数)

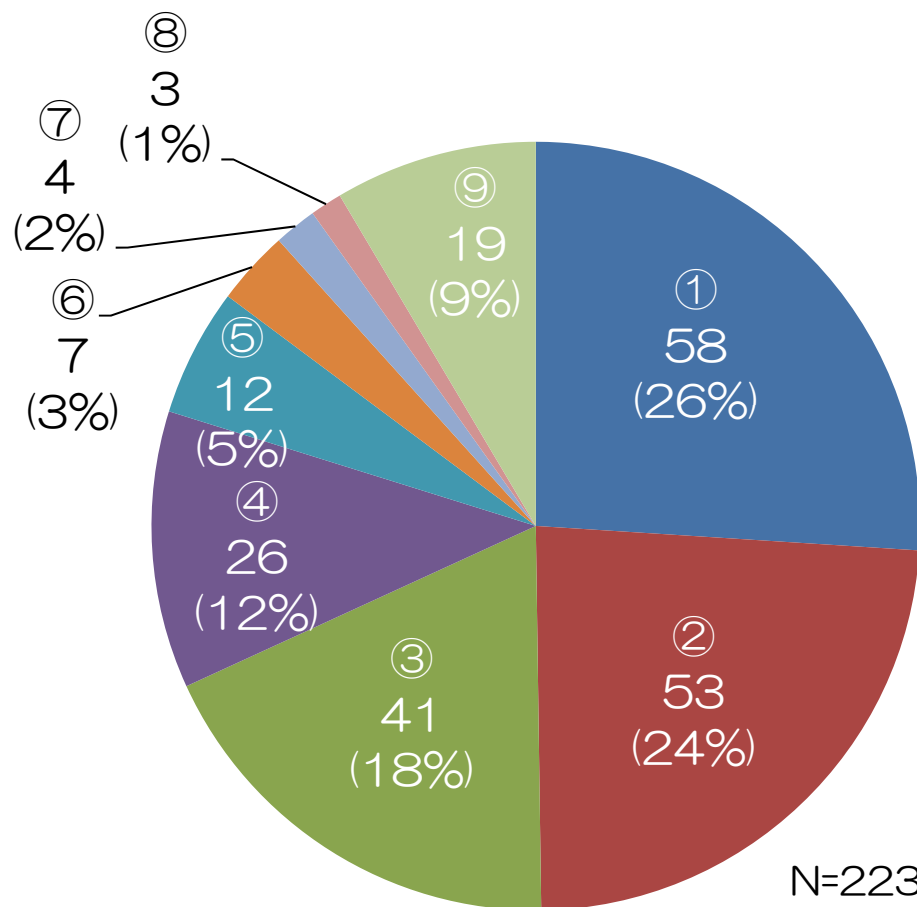


①-5 基礎調査が進まない理由

- 基礎調査が進まない理由としては、予算を確保することができないことや住民への説明に時間を要することが多い

基礎調査が進まない理由

(47都道府県にアンケート調査を実施、
3項目まで回答可とし、1位を3点、2位を2点、3位を1点で集計)



N=223 (点数)

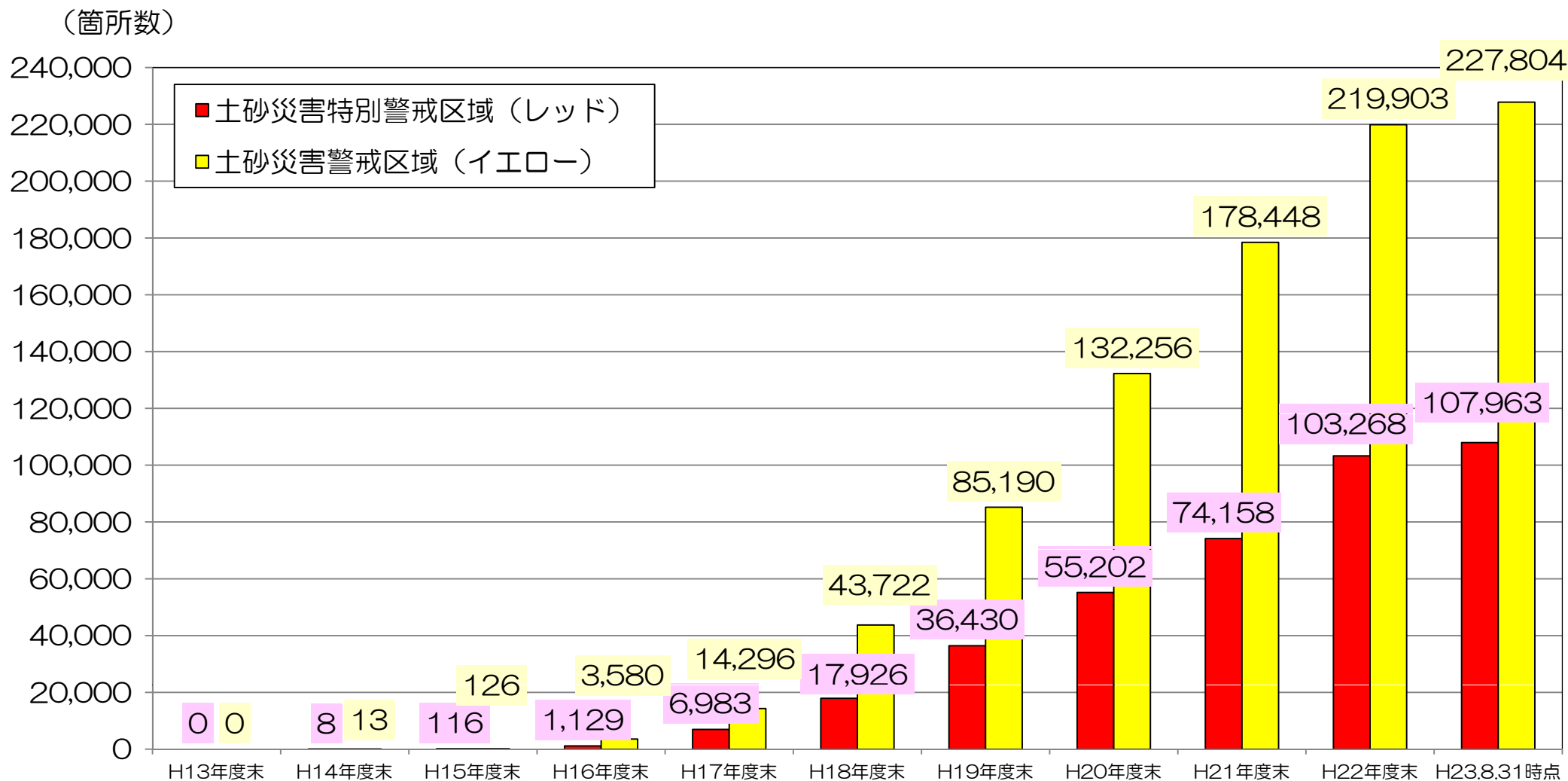
- ① 予算の確保が困難
- ② 住民への説明に時間を要する
- ③ コンサルタント業務による区域設定の確認に時間を要する
- ④ 市町村との協議に時間を要する
- ⑤ 調査のベースとなる地形図を都道府県の全域で作成することを先行した
- ⑥ 住民の反対への対応に時間を要する
- ⑦ 調査の発注に時間を要する
- ⑧ 市町村の反対への対応に時間を要する
- ⑨ その他

②土砂災害警戒区域等の指定状況

②-1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定箇所数の推移

- 土砂災害警戒区域は、土砂災害危険箇所約52万5千箇所に対し、約22万8千箇所を指定
- 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害危険箇所約52万5千箇所に対し、約10万8千箇所を指定

全国の土砂災害警戒区域等の指定状況の推移

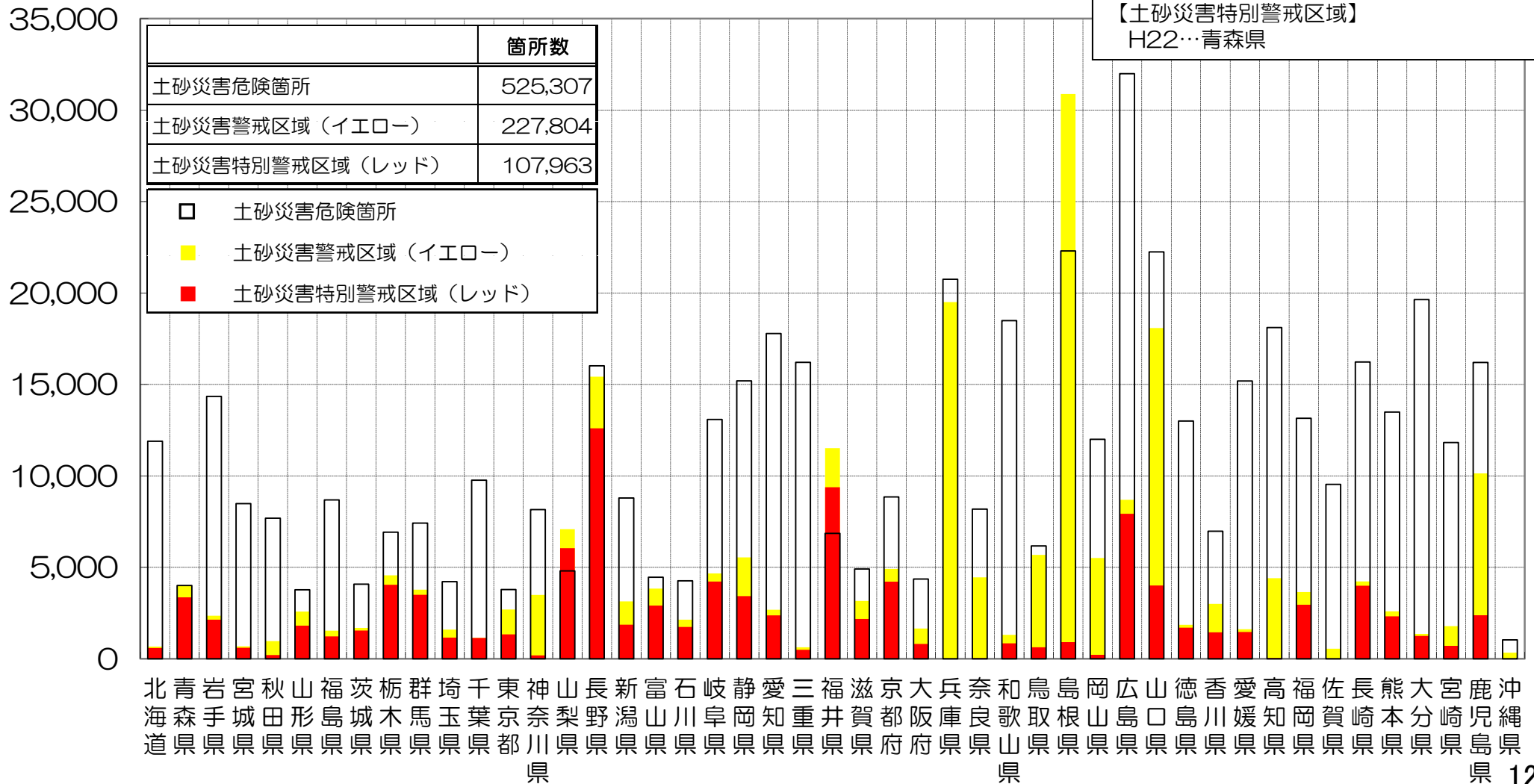


②-2 都道府県別の土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況

- 都道府県により指定の進捗状況に大きな差がある
- 土砂災害警戒区域の指定を先行している都道府県がみられる(約9県)

都道府県別の土砂災害警戒区域等の指定状況 (H23.8.31時点)

(箇所数)

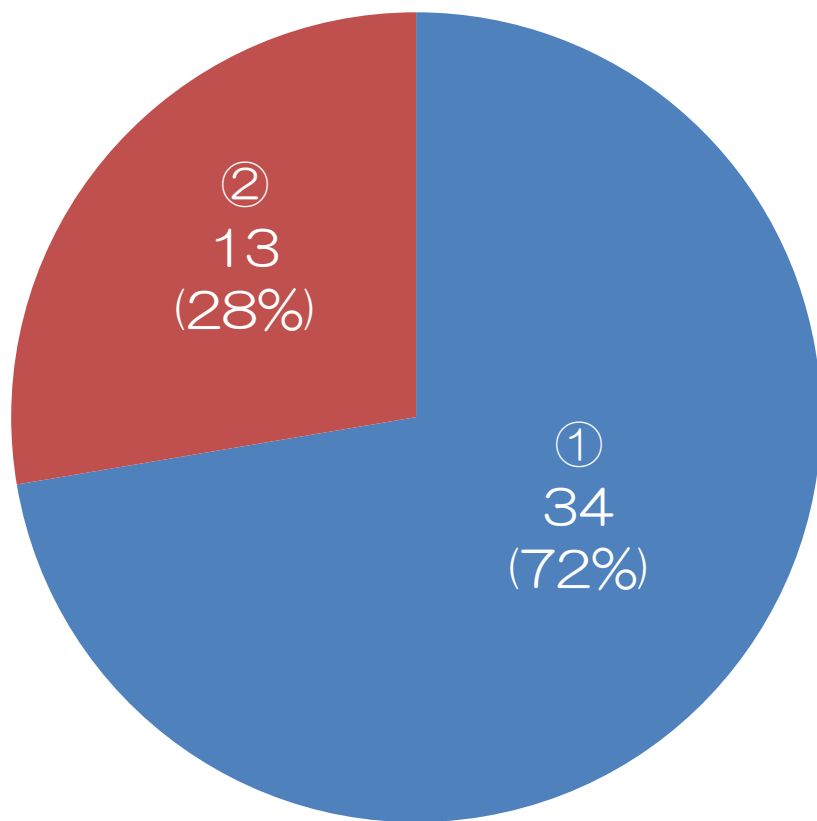


②-3 指定の実施方針と指定の進捗状況の関係

- 市町村や自治会単位で指定（一定の地区を一括して指定）を行っている都道府県が多い

指定の実施方針

（47都道府県にアンケート調査を実施）



- ①市町村（もしくは旧市町村）や自治会単位で指定を行う [一定の地区を一括して指定]
- ②優先して指定を行う箇所ごとに指定を行う [地区毎でなく、個別箇所で指定]

N=47（都道府県数）

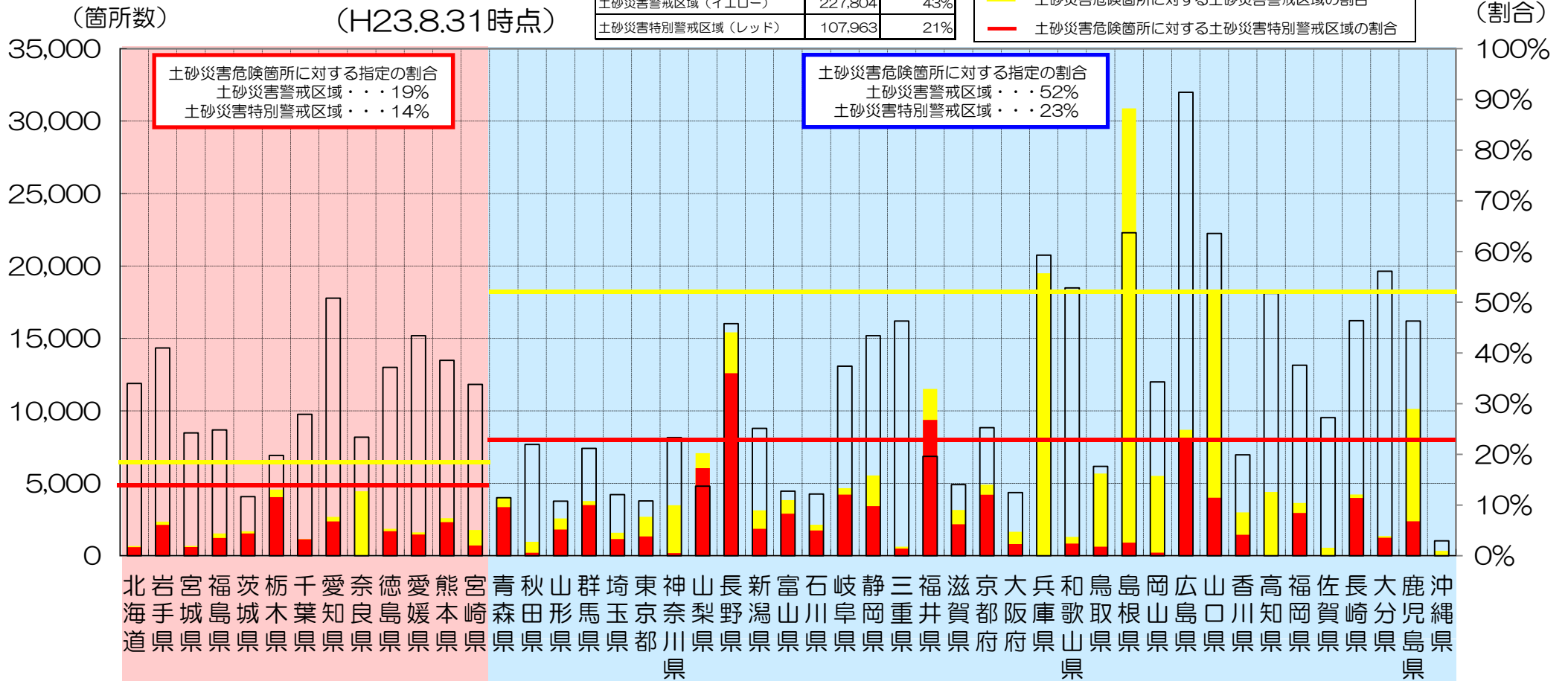
②-4 指定の実施方針と指定の進捗状況の関係

- 市町村や自治会単位で指定(一定の地区を一括して指定)を行っている都道府県の方が、指定が比較的進んでいる

都道府県別の土砂災害警戒区域等の指定状況

	箇所数	土砂災害危険箇所に対する割合
土砂災害危険箇所	525,307	-
土砂災害警戒区域(イエロー)	227,804	43%
土砂災害特別警戒区域(レッド)	107,963	21%

□	土砂災害危険箇所
■	土砂災害警戒区域(イエロー)
■	土砂災害特別警戒区域(レッド)
—	土砂災害危険箇所に対する土砂災害警戒区域の割合
—	土砂災害危険箇所に対する土砂災害特別警戒区域の割合



- ・・・市町村や自治会単位で指定(一定の地区を一括して指定)を行っている都道府県
- ・・・優先して指定を行う箇所ごとに指定(地区毎でなく、個別箇所指定)を行っている都道府県

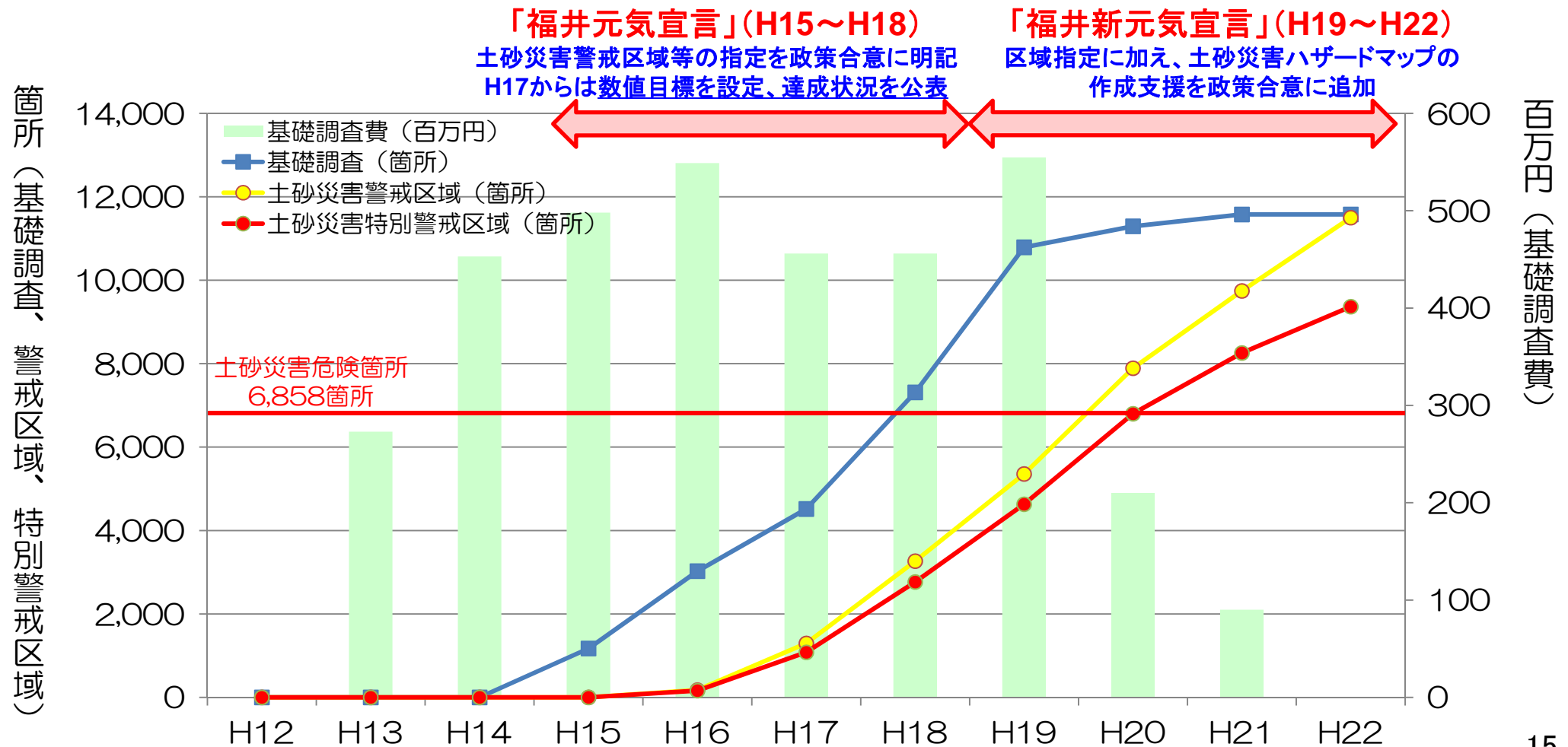
②-5 指定が進んでいる都道府県の実況(福井県)

- 福井県では、県知事と土木部局の長の政策合意に、土砂災害警戒区域等の指定の推進を位置づけ、区域指定の促進が図られた

福井県の基礎調査費、基礎調査、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の推移

基礎調査：平成21年度完了済み(土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域)

区域指定：平成23年度完了予定(土砂災害警戒区域)



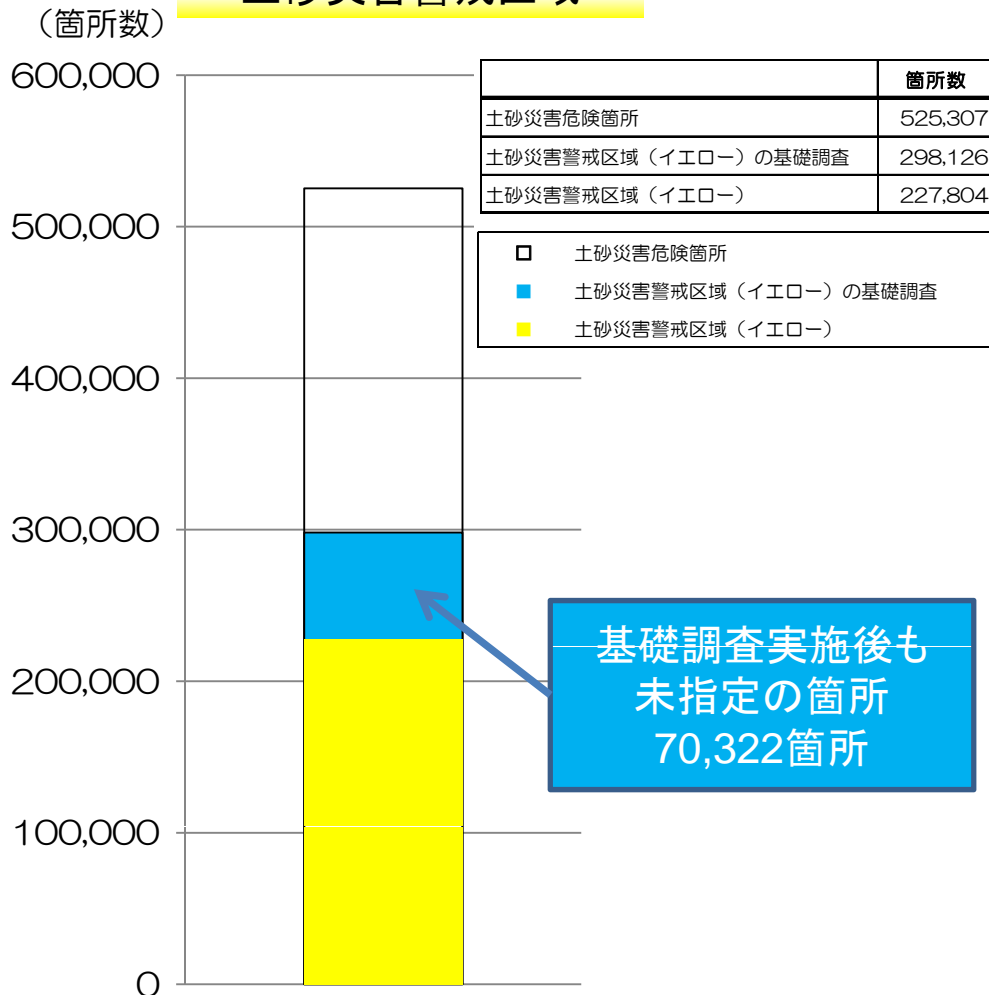
②-6 基礎調査実施済み箇所への指定状況

- 基礎調査が完了しているにもかかわらず、指定がされていない箇所が多くみられる
(全国において、土砂災害警戒区域で約7万箇所、土砂災害特別警戒区域で約7万8千箇所)

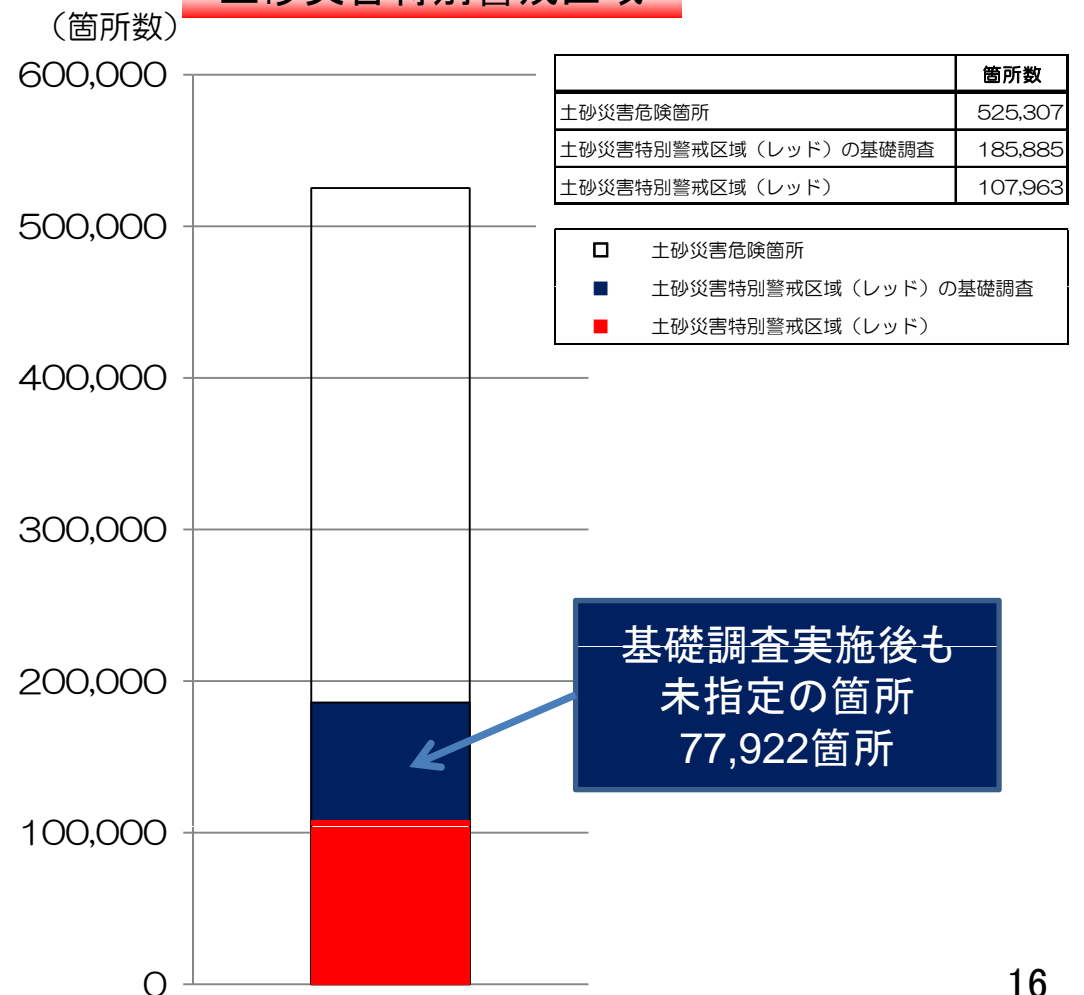
基礎調査実施済み箇所の指定状況

(H23.8.31時点)

土砂災害警戒区域



土砂災害特別警戒区域



②-7 土砂災害警戒区域の指定推進の必要性

- 新聞等においても、基礎調査を実施した箇所指定が遅れていることが指摘されている

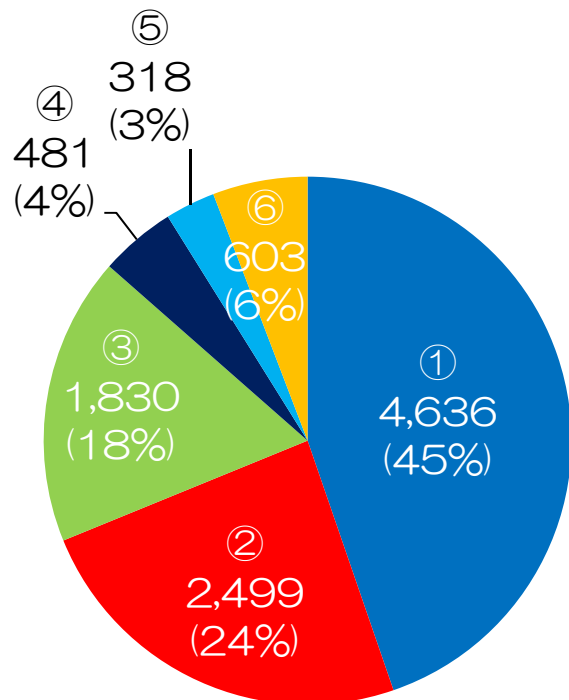
②-8 未指定の理由

- 基礎調査実施後も土砂災害警戒区域が指定されない理由としては、一定の地区単位で指定を行うよう市町村から要望されていることが多い
- 基礎調査実施後も土砂災害特別警戒区域が指定されない理由としては、市町村の反対への対応に時間を要することが多い

基礎調査が完了して3年以上経過しても指定されない理由

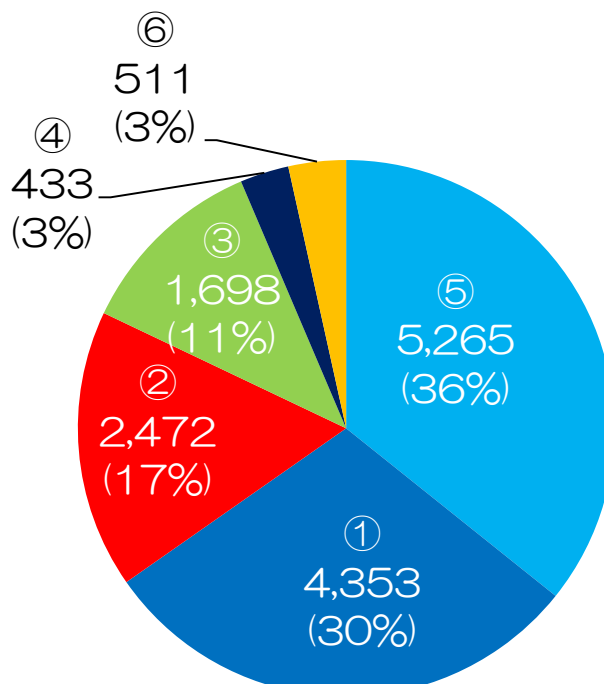
(47都道府県にアンケート調査を実施)
※一部の都道府県は、概数で回答

土砂災害警戒区域



N=10,367 (箇所)

土砂災害特別警戒区域



N=14,732 (箇所)

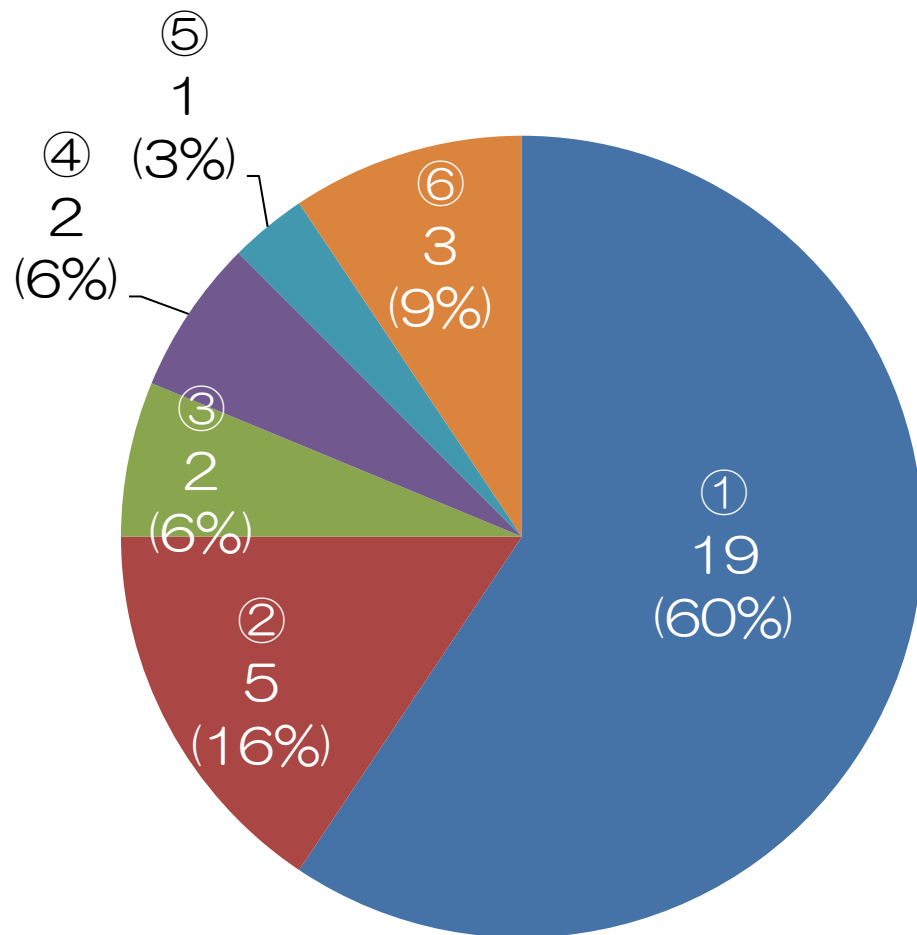
- ①一定の地区単位（市町村、自治会等）で指定を行うよう市町村から要望されている
- ②住民への説明会等に時間を要する
- ③住民の反対への対応に時間を要する
- ④市町村との協議に時間を要する
- ⑤市町村の反対への対応に時間を要する
- ⑥その他

②-9 市町村が指定に反対する理由

- 市町村が土砂災害警戒区域等の指定に反対する理由は、住民が反対していることが多い

市町村が土砂災害警戒区域等の指定に反対する理由

(市町村から指定に反対された事例がある21都道府県にアンケートを実施、2つまで回答可)



- ① 住民が反対している
- ② 過疎化が進行することを懸念
- ③ 市町村や地区等の単位で一括して指定してほしい
- ④ 建築物の構造規制に理解が得られない
- ⑤ 人員が不足し、指定後の警戒避難体制の整備や住民への周知等が追いつかない
- ⑥ その他

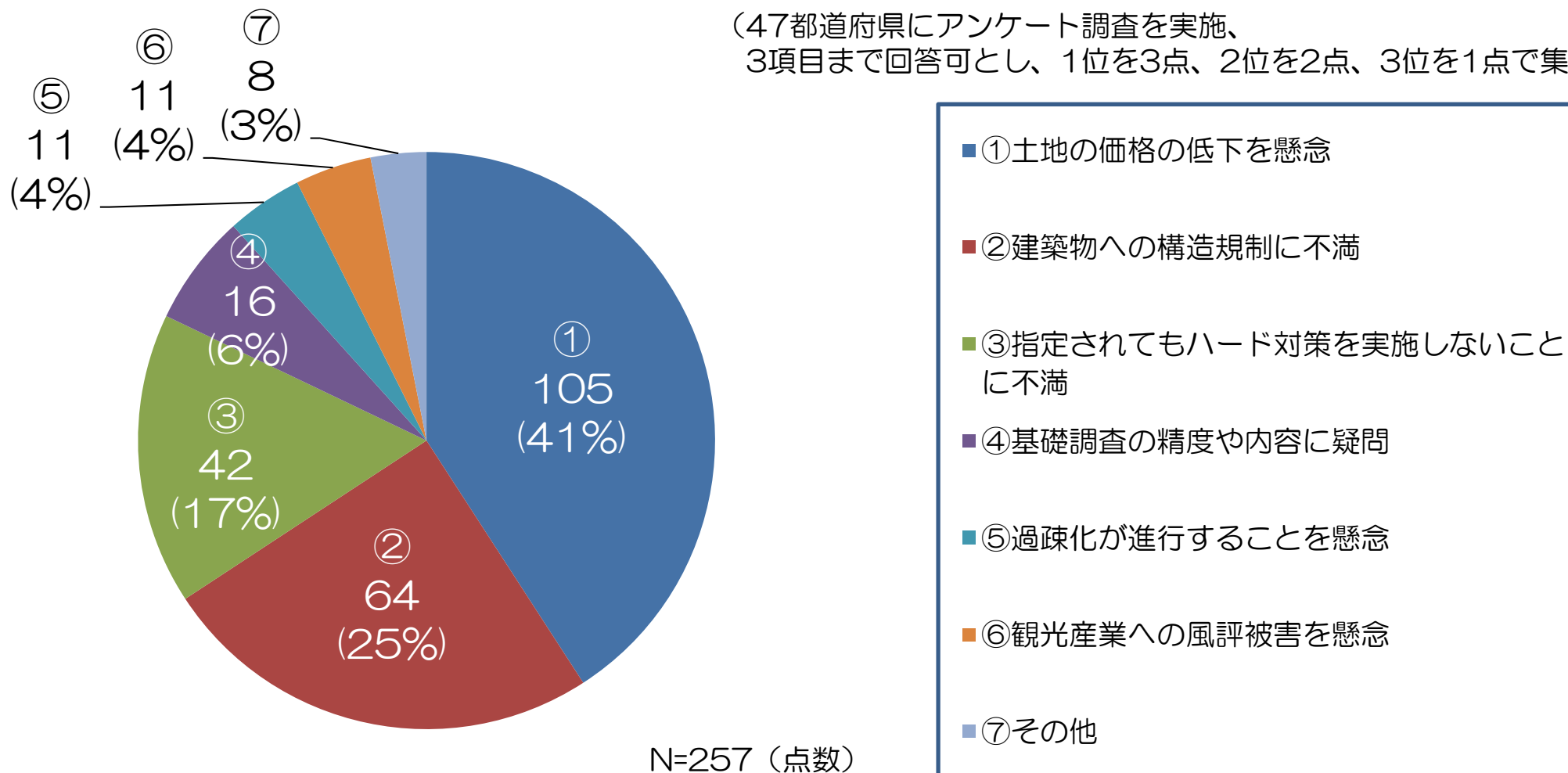
N=32 (回答数)

②-10 住民が指定に反対する理由

- 住民が土砂災害警戒区域等の指定に反対する理由は、土地の価格の低下を懸念や建築物への構造規制への不満が多い

住民が土砂災害警戒区域等の指定に反対する理由

(47都道府県にアンケート調査を実施、
3項目まで回答可とし、1位を3点、2位を2点、3位を1点で集計)

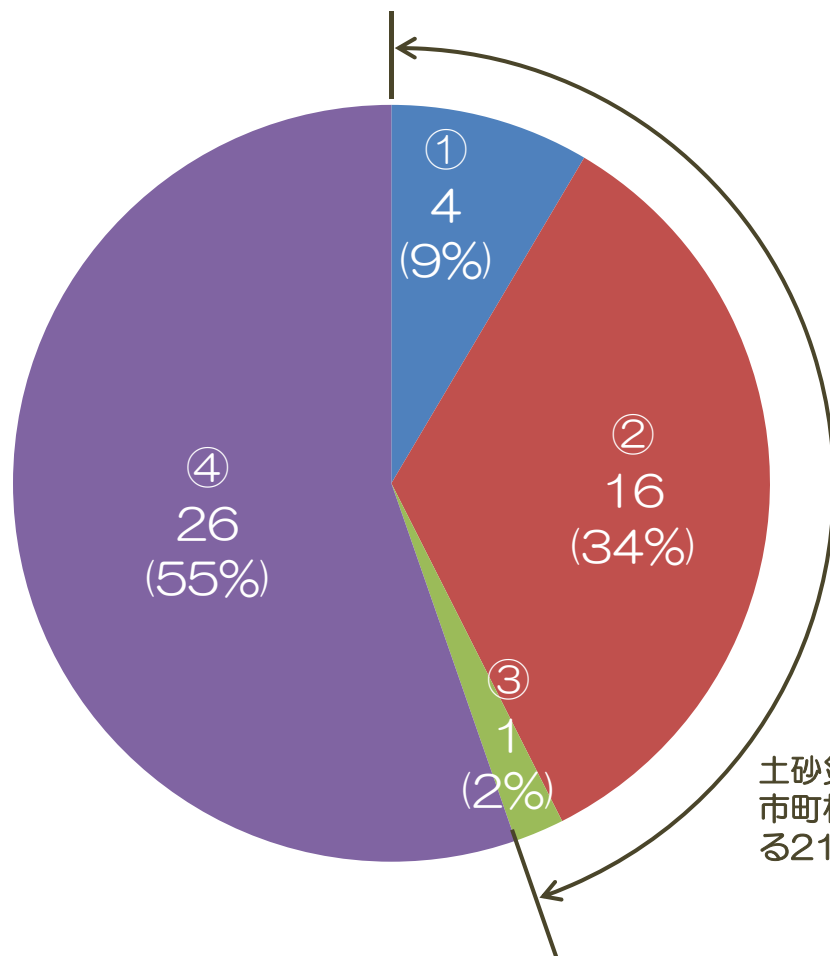


②-11 指定時に市町村から反対があった場合の対応

- 土砂災害警戒区域等の指定時に市町村から反対された場合、事例がある21都道府県のうち、4県は指定を断念している

土砂災害警戒区域等の指定時に市町村から反対があった場合の対応

(47都道府県にアンケートを実施)



- ①市町村への意見照会の回答による反対があれば区域指定は行わない
- ②市町村への意見照会の回答による反対があっても理解が得られるまで粘り強く説明等を続ける
- ③市町村への意見照会の回答による反対があっても区域指定を行う
- ④市町村への意見照会の回答による反対事例がないため回答することができない

土砂災害警戒区域等の指定時に市町村から反対されたことがある21都道府県

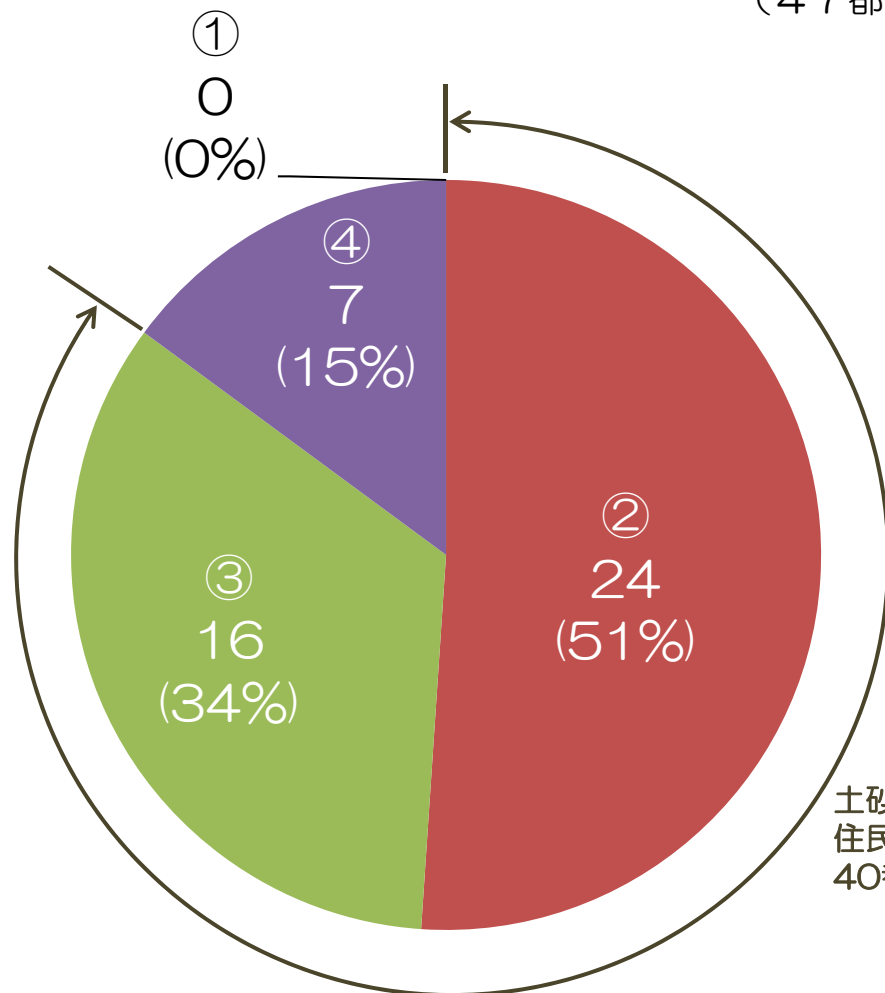
N=47

②-12 指定時に住民から反対があった場合の対応

- 土砂災害警戒区域等の指定時に住民から反対された場合、事例がある40都道府県のうち、指定を断念する都道府県は無く、24道府県は理解が得られるまで粘り強く説明等を行っている

土砂災害警戒区域等の指定時に住民から反対があった場合の対応

(47都道府県にアンケートを実施)



- ①住民の反対があれば区域指定は行わない
- ②住民の反対があっても理解が得られるまで粘り強く説明等を行う
- ③住民の反対があっても区域指定を行う
- ④住民の反対事例がないため回答することができない

土砂災害警戒区域等の指定時に
住民から反対されたことがある
40都道府県

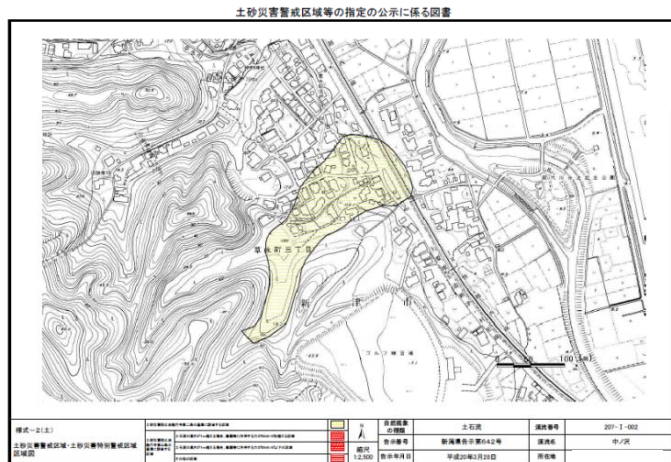
N=47

②-13 都道府県の公報への掲載状況およびインターネットでの公開状況

- 第6条、第8条に基づく、都道府県の公報への掲載による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定の公示は、すべての都道府県において実施
- また、すべての都道府県において土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域をインターネットで公開しており、うち44の都道府県は指定の範囲が分かる図面も公開

インターネットによる公開事例

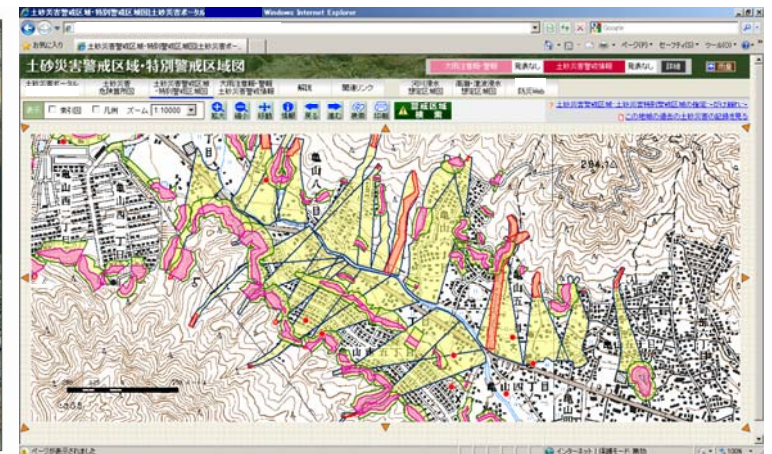
公示図書の図面を掲載したインターネットによる公開事例



指定区域を記載した広域図を掲載したインターネットによる公開事例



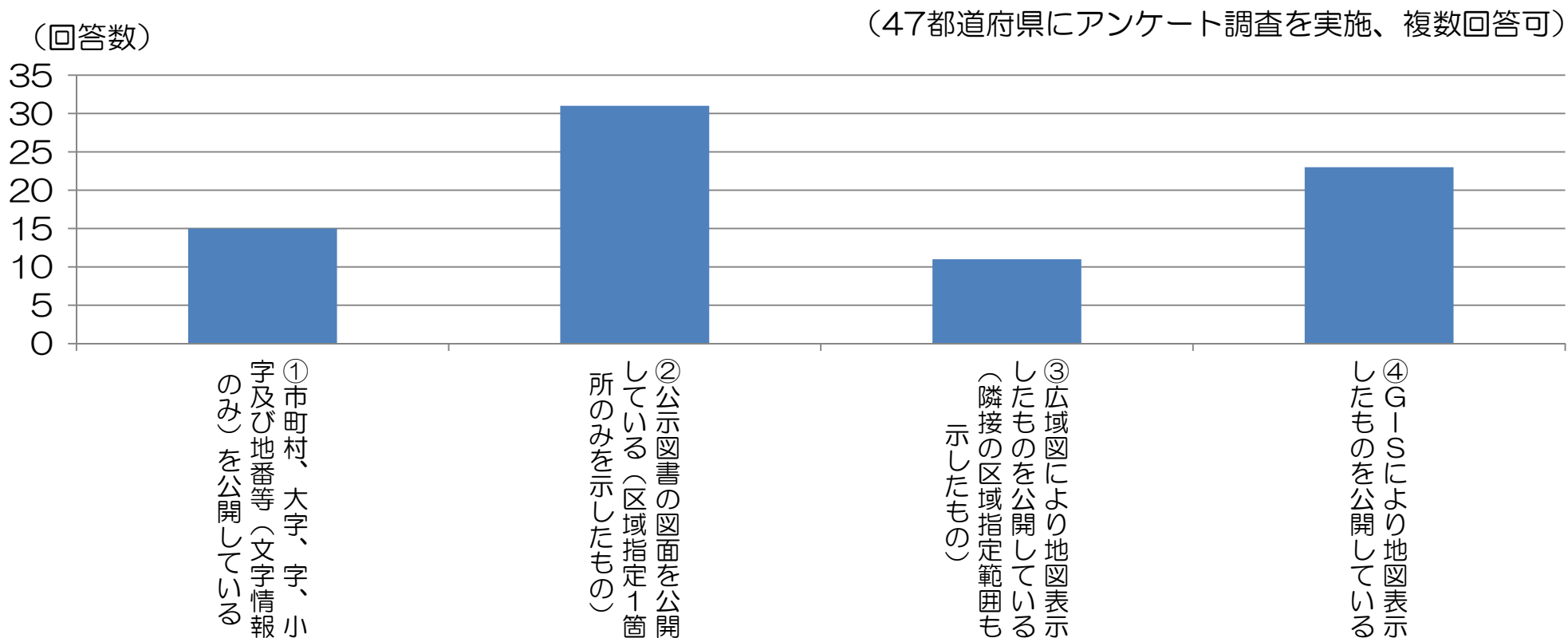
GISを活用したインターネットによる公開事例



②-14 インターネットでの公開状況

- すべての都道府県において土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域をインターネットで公開しており、うち44の都道府県は指定の範囲が分かる図面も公開

都道府県における土砂災害警戒区域等のインターネットでの公開状況



指定の範囲がわかる図面を公開している

※3県は、「①市町村、大字、字、小字及び地番等(文字情報のみ)を公開している」のみ回答
(インターネットで区域を把握することができない)

③警戒避難体制の整備に関する 市町村地域防災計画への反映状況

③-1 地域防災計画における警戒避難体制の記載状況

- 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害にかかる警戒避難体制が記載されている市町村は90%
- そのうち、国土交通省砂防部より、記載する事項として示した項目(下記)すべてについて記載されている市町村は12%

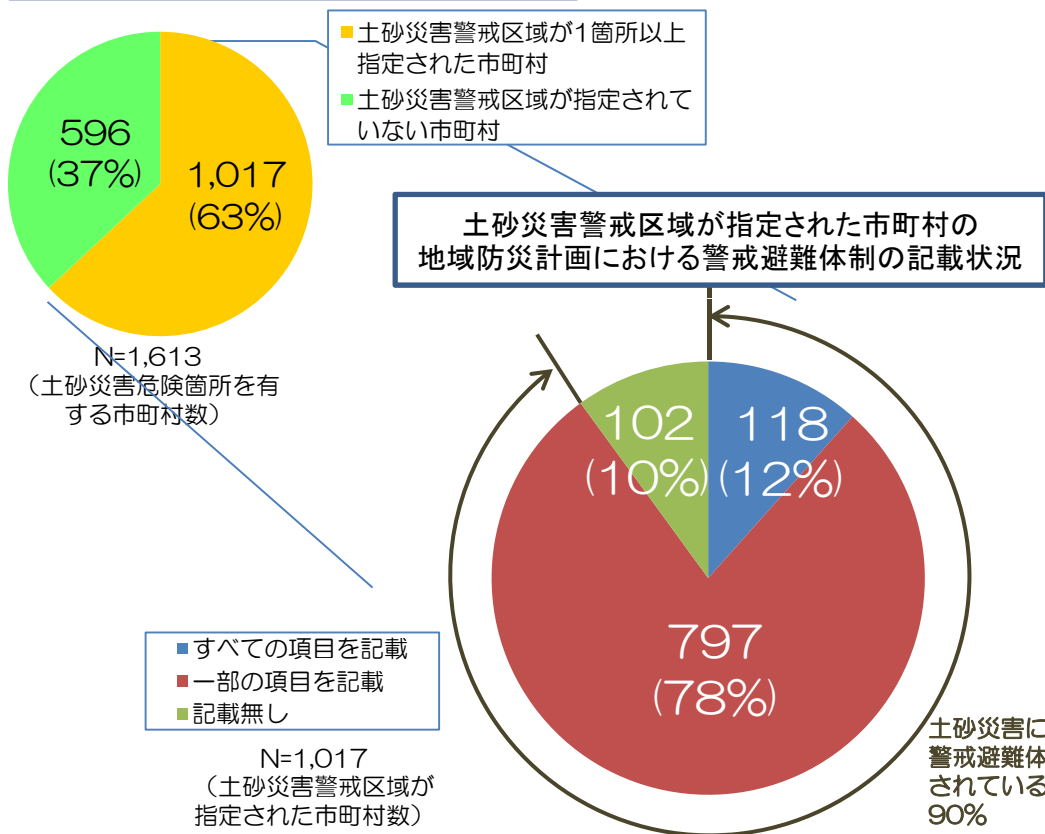
土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制の記載状況

土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制に関して記載すべき項目についての記載状況

土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、土砂災害警戒区域が指定された市町村

(H23.3.31時点)

(H23.3.31時点)



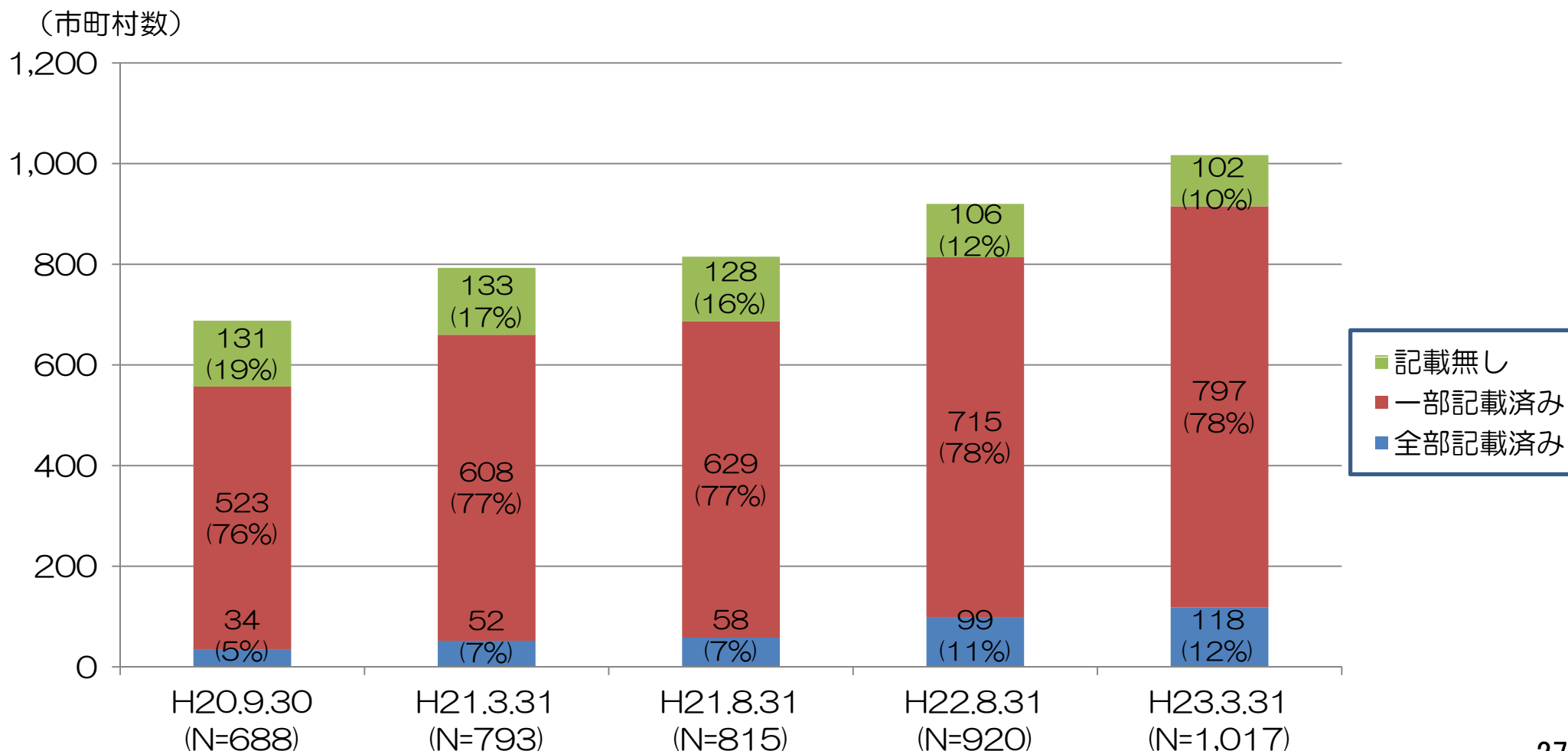
- 避難勧告等の発令基準 (土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準) . . . 53%
- 土砂災害警戒区域等 . . . 73%
- 避難勧告等の発令対象区域 . . . 22%
- 情報の収集及び伝達体制 . . . 70%
- 避難所の開設・運営 . . . 47%
- 災害時要援護者への支援 . . . 61%
- 防災意識の向上 . . . 72%

N=1,017
(土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

③-2 地域防災計画における警戒避難体制の記載状況の推移

- 土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、市町村地域防災計画に警戒避難体制に関して記載すべき事項の一部あるいは全部を記載した市町村の割合は年々増加している

土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制に関して記載すべき事項についての記載状況

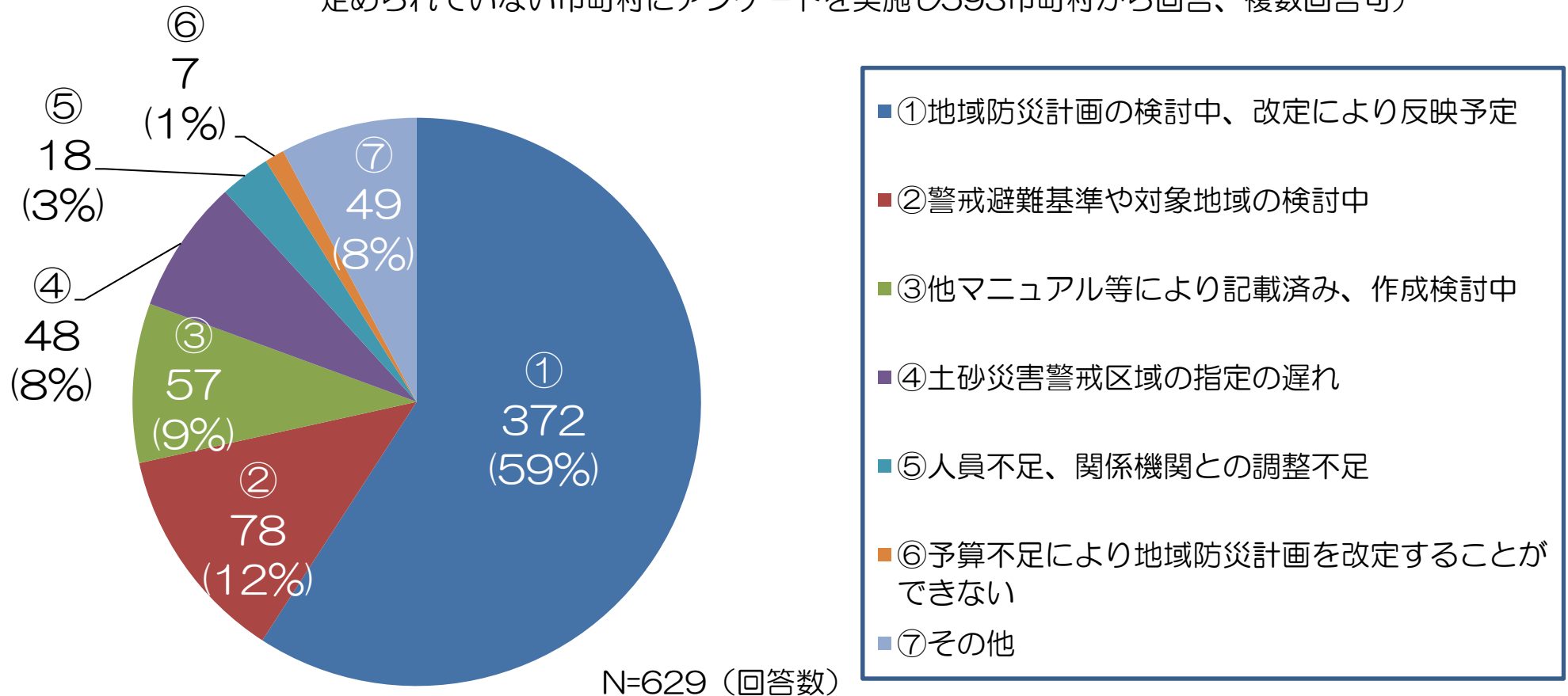


③-3 地域防災計画に警戒避難体制に関して記載すべき事項が定められていない理由

- 市町村地域防災計画に土砂災害の警戒避難体制に関して記載すべき事項が定められていない理由としては、地域防災計画の検討中、あるいは改定により反映予定であることが多い

市町村地域防災計画に土砂災害の警戒避難体制に関して記載すべき事項が定められていない理由

(土砂災害警戒区域を有する市町村のうち、警戒避難体制に関して記載すべき事項が一部でも定められていない市町村にアンケートを実施し593市町村から回答、複数回答可)

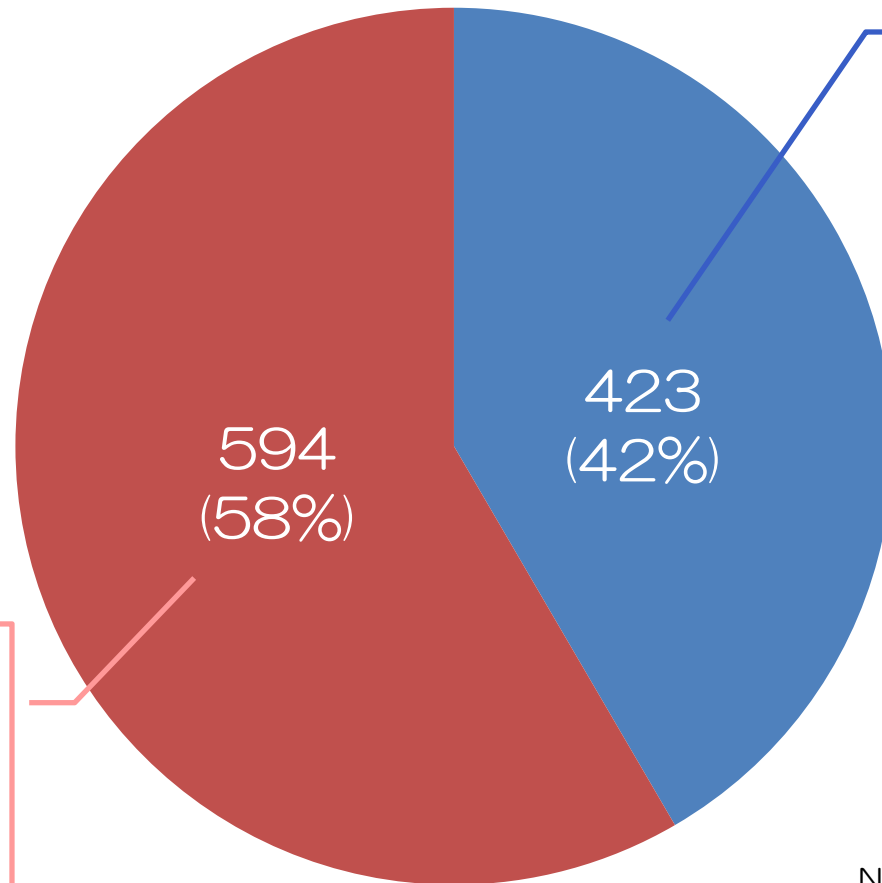


③-4 土砂災害ハザードマップの公表状況

- 土砂災害警戒区域が指定された市町村において、土砂災害防止法第7条第3項に基づくハザードマップを印刷物の配布等で公表している市町村は42%

土砂災害警戒区域を指定した市町村におけるハザードマップの公表状況

(H23.3.31時点)



土砂災害防止法第7条第3項に基づく、土砂災害ハザードマップ公表済みの市町村

土砂災害警戒区域が指定されている市町村のうち、土砂災害防止法第7条第3項に基づく、土砂災害ハザードマップ未公表の市町村

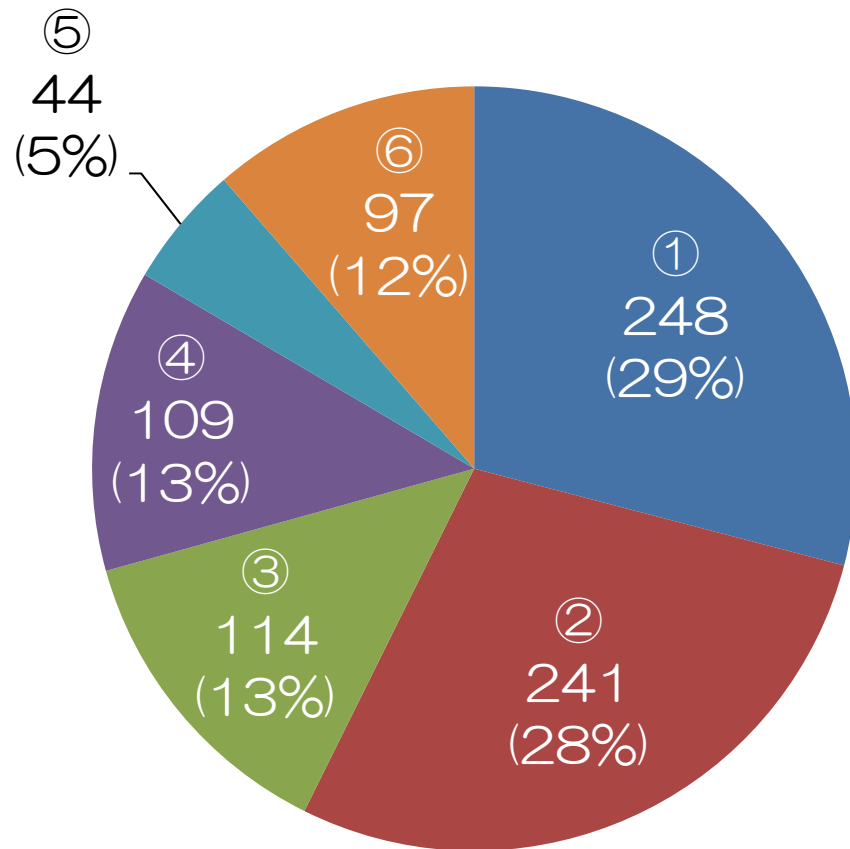
N=1,017
(土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

③-5 土砂災害ハザードマップ未作成の理由

- 土砂災害ハザードマップが未作成の理由として、市町村の人員不足や予算不足が多い

土砂災害ハザードマップが未作成の理由

(土砂災害ハザードマップが一部でも未作成の市町村にアンケートを実施し562市町村から回答、複数回答可)



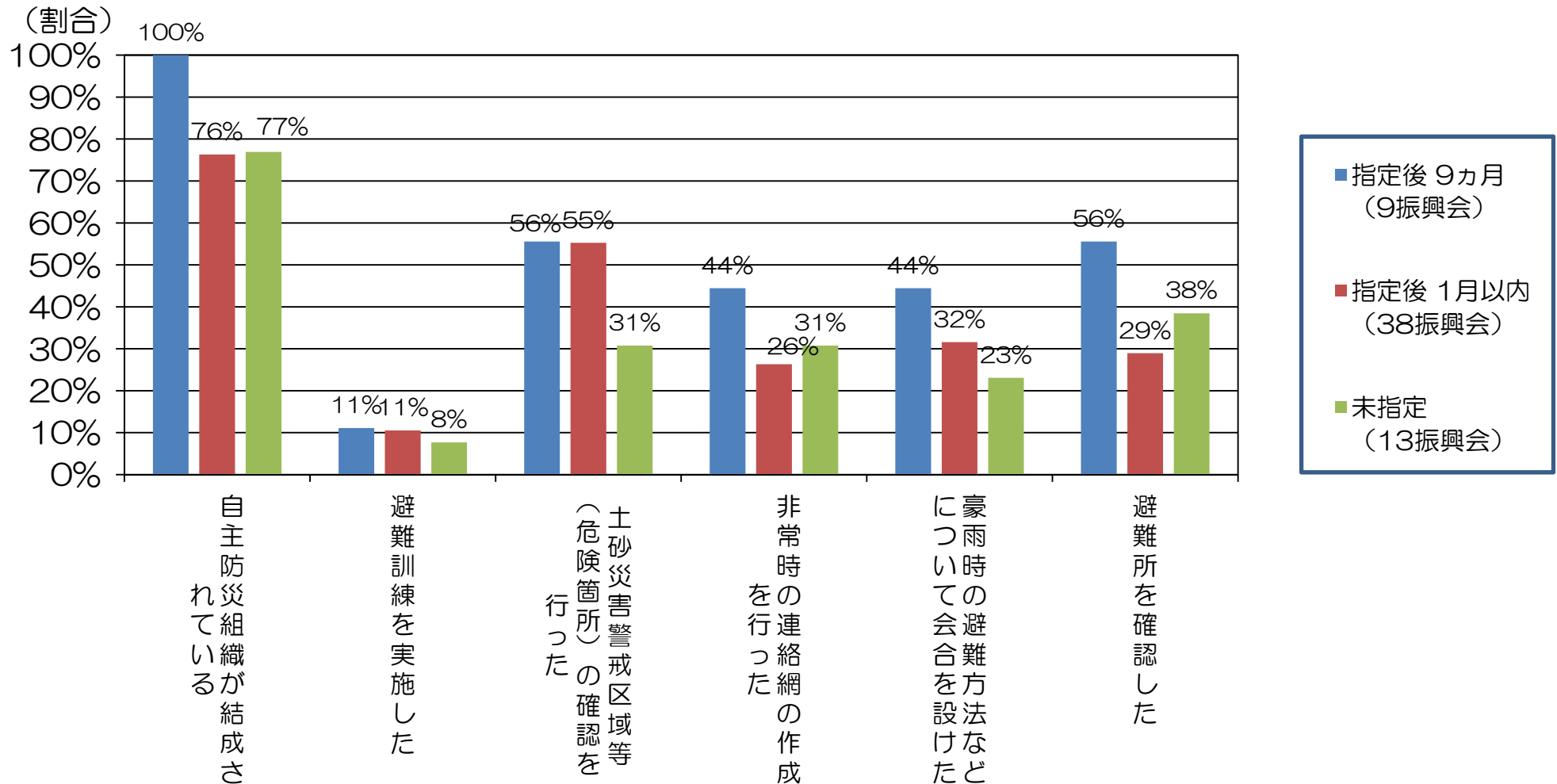
- ①市町村の人員が不足
- ②予算が不足
- ③市町村全域の区域指定が完了していない
- ④作成できる技術者が不在
- ⑤作成に時間を要する
- ⑥その他

N=853 (回答数)

③-6 区域指定の有無と警戒避難に関する住民の意識

- 土砂災害警戒区域等が指定された地区では、住民の土砂災害に対する認知度が向上し、警戒避難に対する取り組みが推進された

鹿児島県垂水市の振興会における取り組み状況(H19.12)



※鹿児島県垂水市の振興会の会長を対象に鹿児島県および財団法人砂防フロンティア整備推進機構がアンケート調査

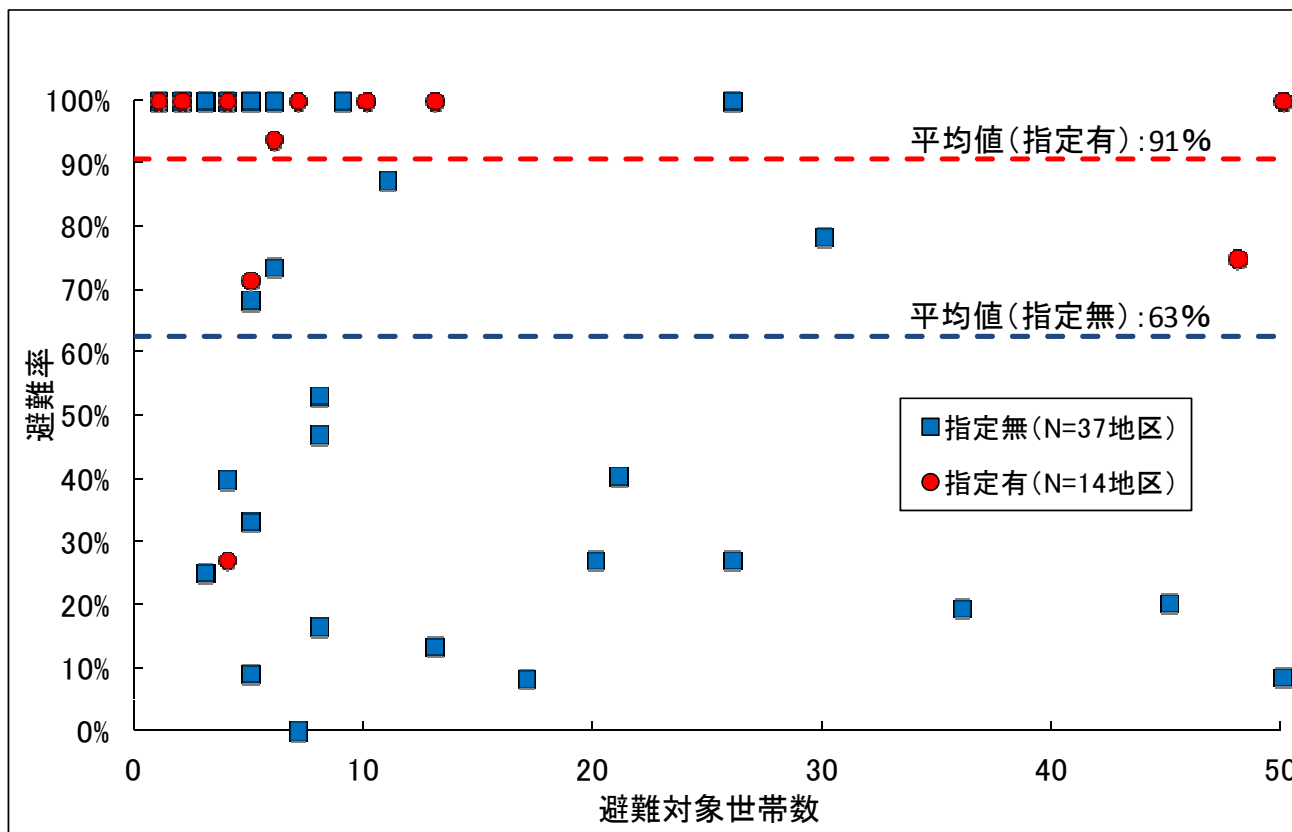
③-7 区域指定の有無と住民の避難率(1)

データの整理方法

避難勧告等が発令された地区ごとに、避難率(避難対象人数に対する実際に避難した人数の割合)を算出

- 避難勧告等が発令された地区の警戒区域等の指定の有無別にプロット
- 「指定有」とされた地区における避難対象世帯の多くが区域内に含まれることが期待される、避難対象世帯数50世帯以下の事例のみを抽出

結果① 国土技術政策総合研究所が国土交通省の災害情報をもとに調査した結果



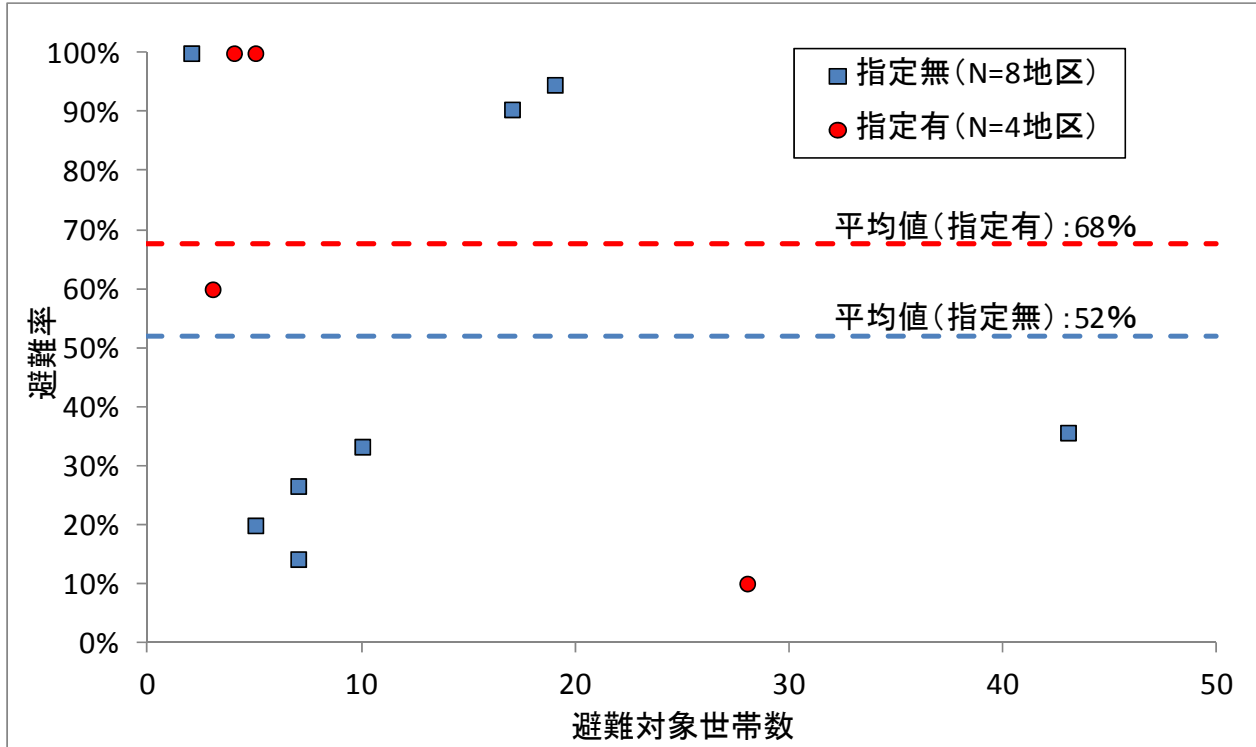
○調査対象とした災害

- ・平成21年7月 中国・九州北部豪雨による災害
- ・平成21年8月 台風9号による災害
- ・平成22年6月17日からの梅雨前線による災害
- ・平成22年7月2日からの梅雨前線等による災害
- ・平成22年10月 奄美大島における大雨等の災害

- 平均避難率は「指定有」で91%、「指定無」で63%であり、「指定有」のほうが高い

③-8 区域指定の有無と住民の避難率(2)

結果② 砂防部が都道府県から提供を受けたデータをもとに調査した結果



○調査対象とした災害
・平成22年6月17日からの梅雨前線による災害
他

● 平均避難率は「指定有」で68%、「指定無」で52%であり、「指定有」のほうが高い

結果のまとめ

- いずれの調査においても、「指定有」の地区の平均避難率は、「指定無」の地区より高い
- ただし、「指定有」であっても避難率が低い地区も見られる

考察

- 実際の避難行動にいたるまでには、正常化の偏見(危険を無視する心理が働くこと)等様々な過程があり、区域の指定が必ずしも実際の避難行動に結びつくわけではないと考えられる
- しかし、平均避難率はいずれの調査においても「指定有」の地区のほうが高かったことから、区域指定により一定の避難促進効果があると考えられる

③-9 区域指定により避難が効果的に行われた事例

福島県只見町二軒在家地内の土砂災害の事例 (H23. 7. 29)

土石流により人家1戸と非住家2戸が一部損壊、県道に土砂が流出する被害が発生したが、**住民は事前に避難していたため、人的被害なし。**

【指定】

平成20年8月29日 土砂災害警戒区域指定

【災害の経緯】

平成23年7月28日 7:33 大雨警報発表
 29日 17:30 避難勧告発令(只見町1,960世帯、4,990人)
 17:58 土砂災害警戒情報発表
 地区住民避難
 30日 2:00 土石流発生
 17:35 土砂災害警戒情報解除

【避難勧告発令理由】

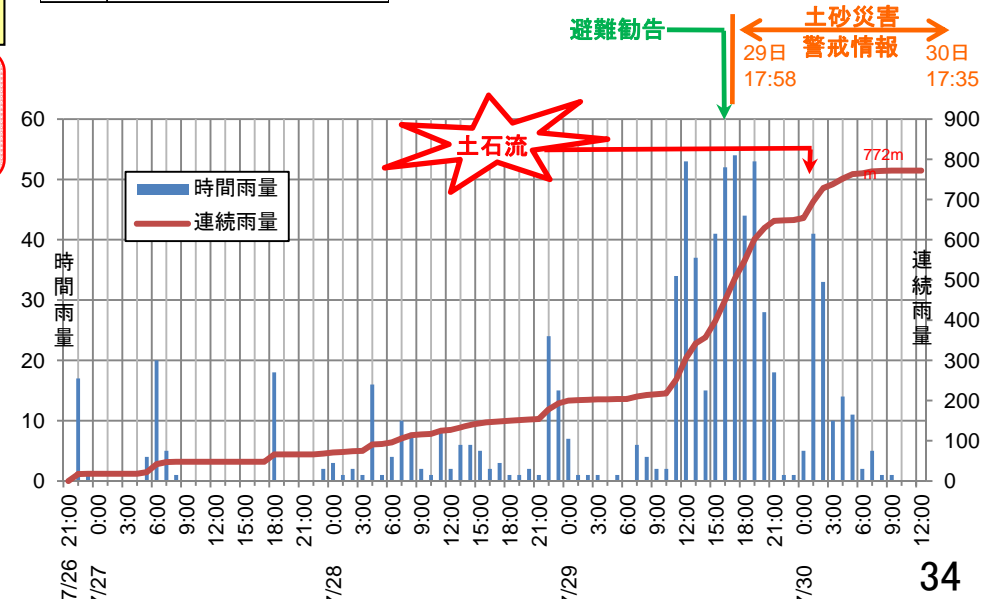
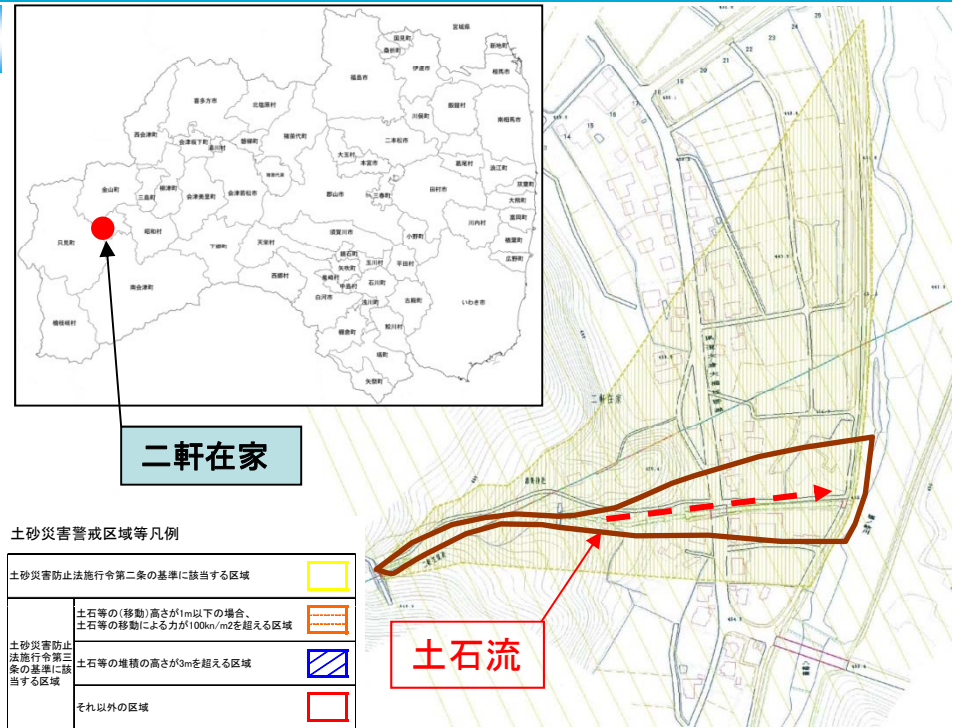
町内の被害情報が入り始めたことと今後の降雨を考慮し、土砂災害警戒情報の発表前であったが避難勧告を発令した。

【避難勧告のタイミング、発令地区の考え方】

土砂災害警戒情報発表前であったが、避難時間を確保するために早めに発令した。**発令は全町を対象とした。**

土砂災害警戒区域を指定したことによる効果

・土砂災害警戒区域を指定し、土砂災害ハザードマップが整備されたことにより、被害のおそれのある地区の円滑な避難ができた。



被災した家屋



既設流路工からの溢流状況

④土砂災害特別警戒区域における 特定開発行為の状況

④-1 特定開発行為に関する事前相談の件数とその後の状況

- 事前に相談が行われた31件のうち、6件において計画を修正して、特定開発行為に該当しないよう安全な計画に見直しが行われた

特定開発行為の許可申請に関して
都道府県の砂防部局が事前に相談を受けた件数

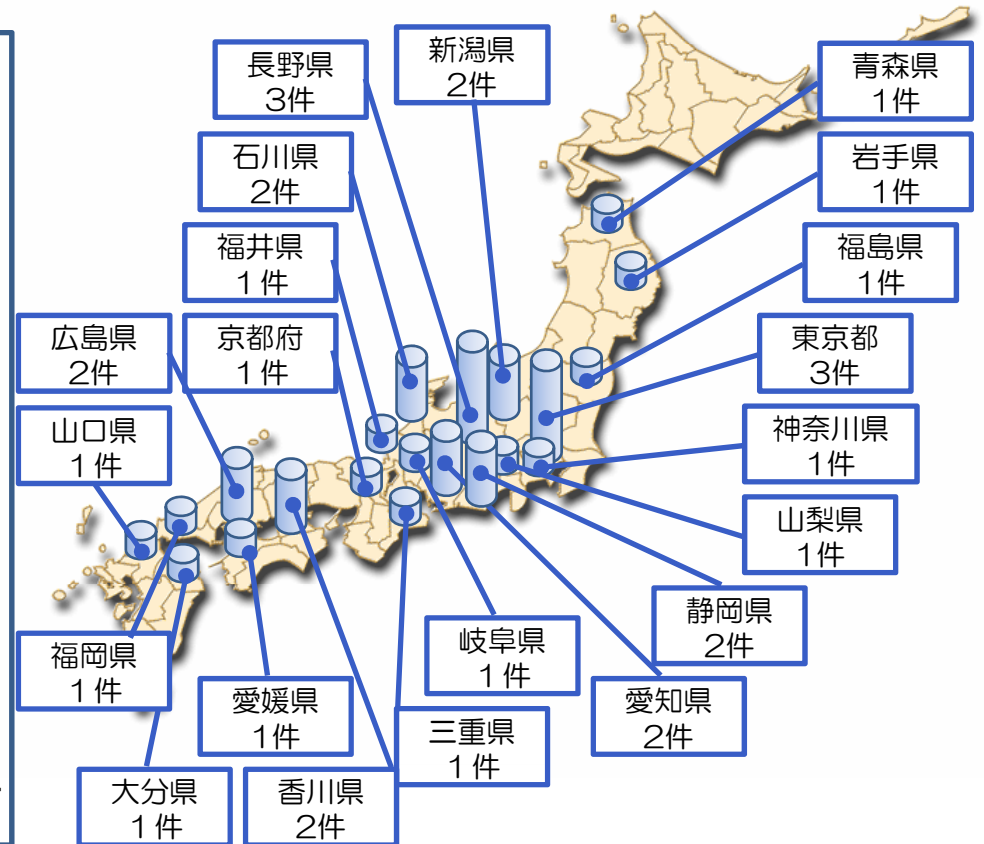
(H23.8.31時点)

都道府県別

全国で31件の相談実績

【相談結果の内訳】

- 安全対策を講じて開発を許可・・・5件
- 土砂災害特別警戒区域内での
開発行為にならないよう、計画を見直し・・・6件
例) 老人ホームを建設する計画の建設候補地に土砂災害
特別警戒区域含むものがあったため、建設候補地から
除外した
- 特定開発行為に該当しなかった・・・5件
- 現在相談中・・・3件
- 不明(相談後、開発業者からの連絡がない等)・・・12件



④-2 安全対策を講じた上で開発が許可された事例

- 土砂災害特別警戒区域を含む区域で宅地分譲が計画されていたが、基準を満たす対策工事(擁壁工)を実施する計画であると認め、開発(宅地分譲)が許可された

安全対策を講じた上で開発が許可された事例 (静岡県静岡市葵区地内)

土砂災害警戒区域等に関する事項

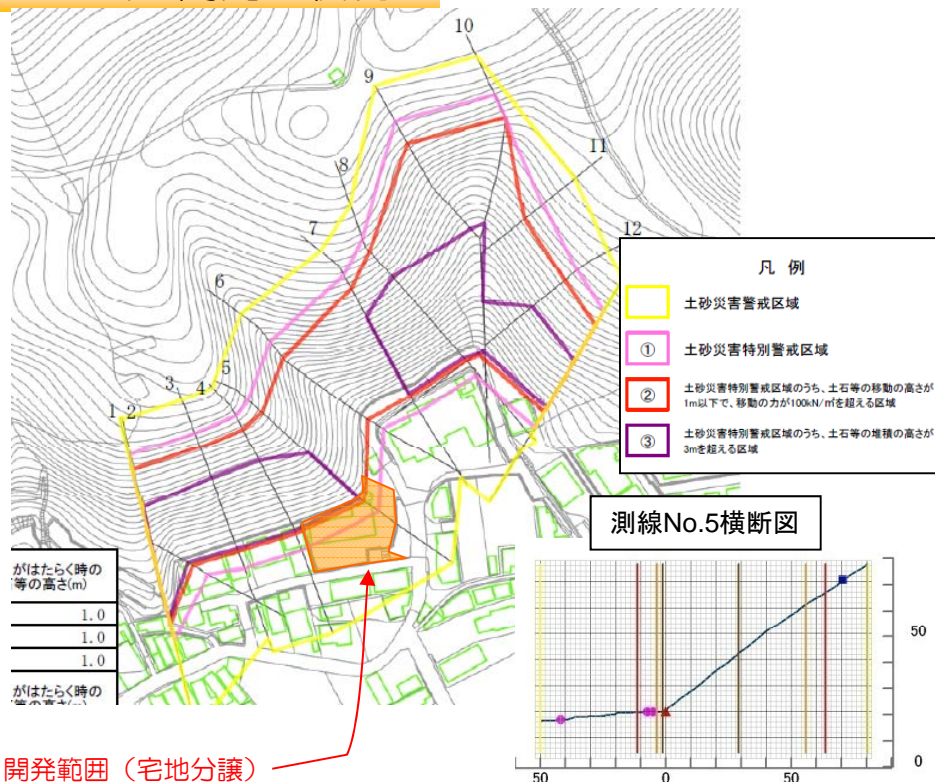
自然災害の種類：急傾斜地の崩壊

公示日：平成20年3月28日

許可の経緯

平成22年	7月～	事前相談
平成23年	3月25日	特定開発行為許可申請
	3月31日	特定開発行為許可
	9月20日	対策工事完了
	9月30日	完了検査
	10月～	完了公告、特別警戒区域部分解除

区域と開発の状況



■対策工事の内容



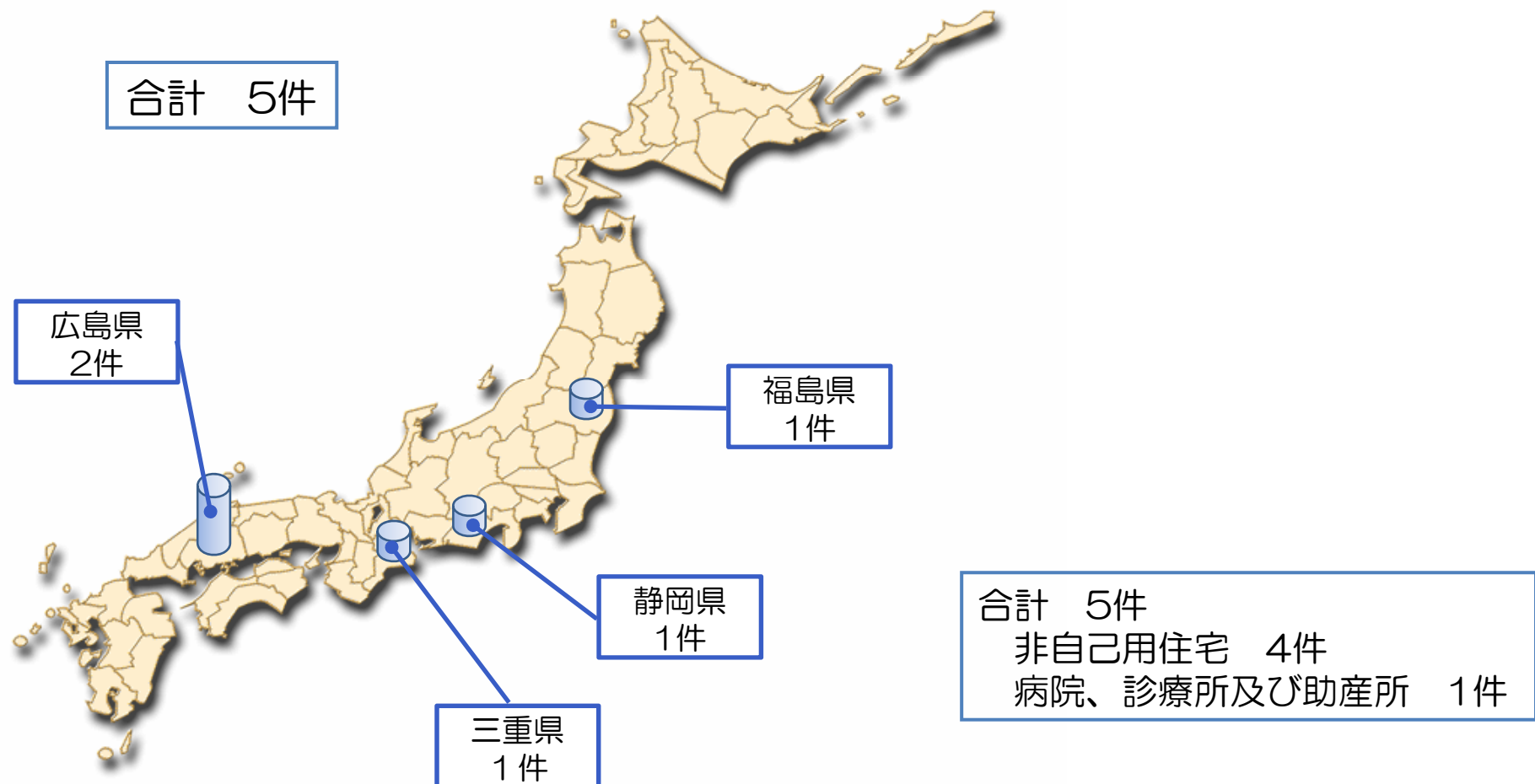
開発の実施状況(宅地分譲)



④-3 特定開発行為を許可した箇所における土砂災害の実態

- 土砂災害特別警戒区域で特定開発行為が行われたのは5件
- 特定開発行為を許可した箇所において、許可後に土砂災害が発生した事例は無い

特定開発行為の許可の実績



⑤土砂災害特別警戒区域から 安全な土地への移転支援

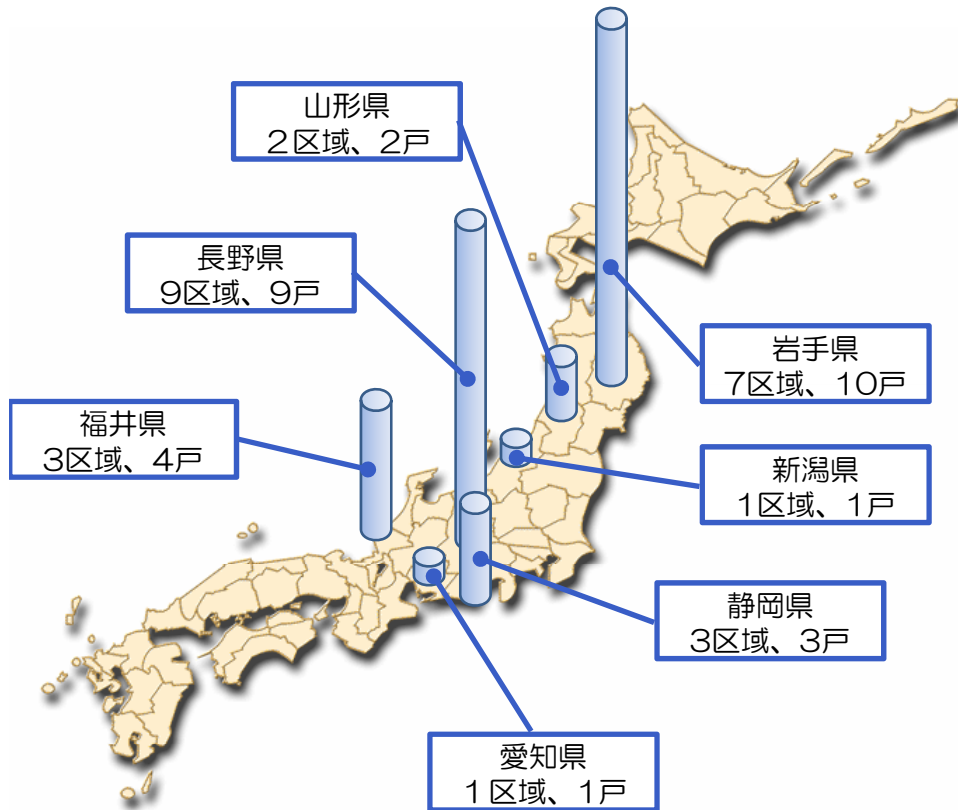
⑤-1 移転実績

- 全国の26区域、30戸で土砂災害特別警戒区域からの移転が行われた

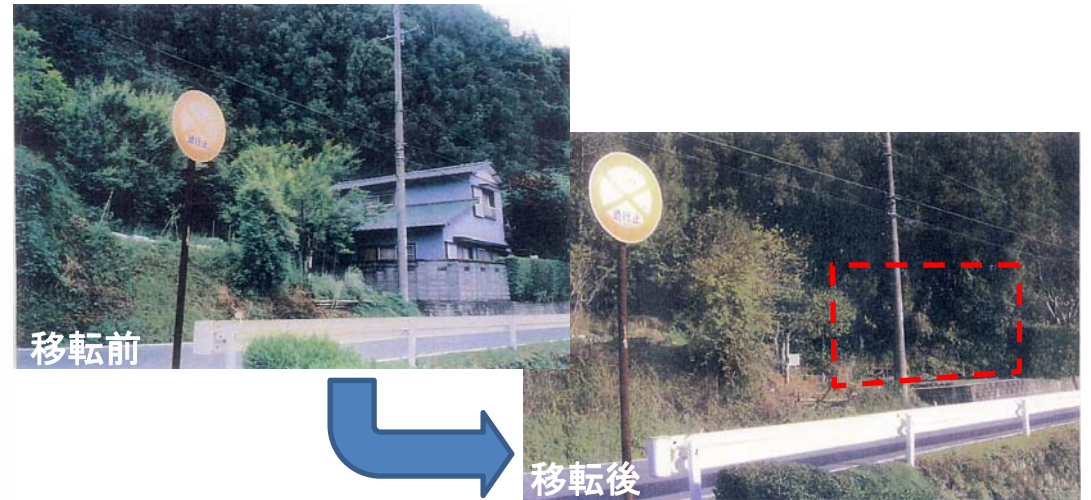
移転実績

(H23.8.31時点)

合計 26区域、30戸



移転事例



⑤-2 移転支援制度の活用状況

- 土砂災害特別警戒区域からの移転が行われた全国26区域、30戸の全てにおいて、住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)が活用されている
- 不動産取得税の減免(H22.3.31に終了した制度)は、1戸において活用された事例がある
- 岩手県では、住宅・建築物安全ストック形成事業の上乗せで、県単独の移転支援事業によって移転経費を補助している

住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)による補助

■ 対象要件

- ・土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅の移転

■ 事業主体

- ・地方公共団体

■ 補助内容

- ・除却等費 : 危険住宅の除却等に要する費用
- ・建物助成費 : 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用

■ 補助対象限度額(平成22年11月26日時点)

(単位: 千円/戸)

除却等費			780
(借入金 金利子 相当額)	建物 助成費	一般地域	3,100
		建物 土地 計	960 4,060
(借入金 金利子 相当額)	建物 助成費	特殊土壌地帯、地震防災対策 強化地域、保全人家10戸未満 の急傾斜地崩壊危険区域及 び出水による災害危険区域	4,440
		建物 土地 敷地造成 計	2,060 580 7,080

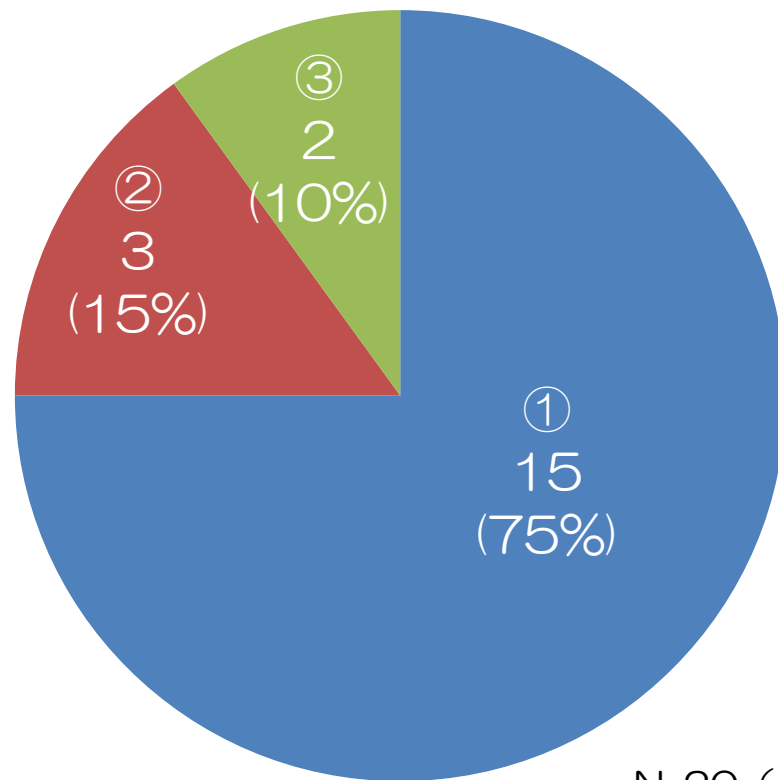
最大、7,860千円まで費用を補助

⑤-3 移転が行われた主な要因

- 移転が行われた主な要因としては、移転に関する補助制度が活用できたことが多い

移転が行われた主な要因

(移転手続きに携わった担当者にアンケートを実施)



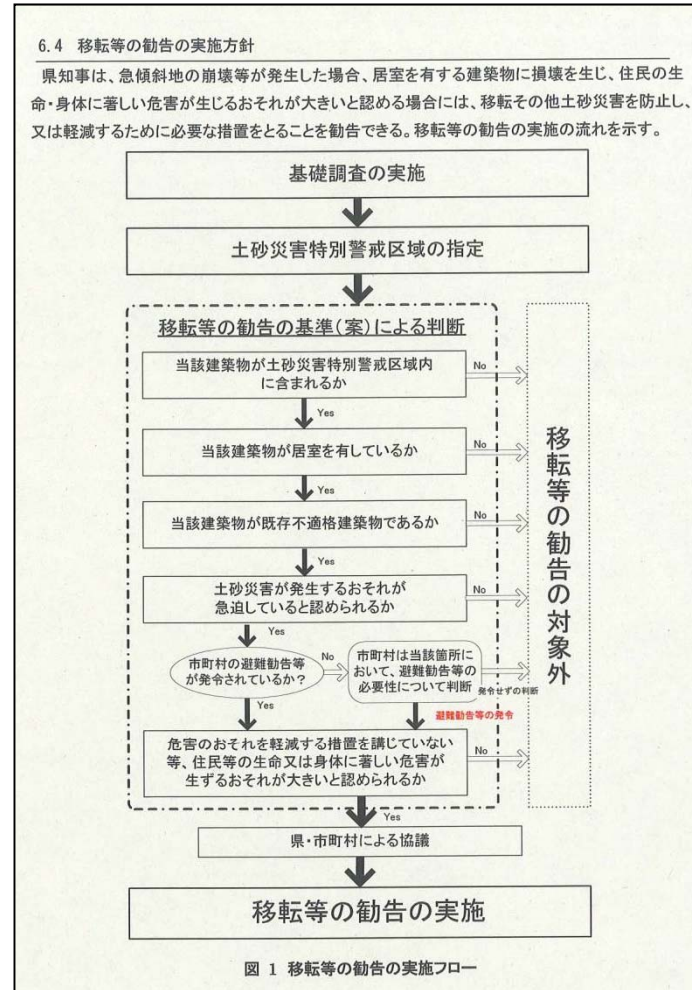
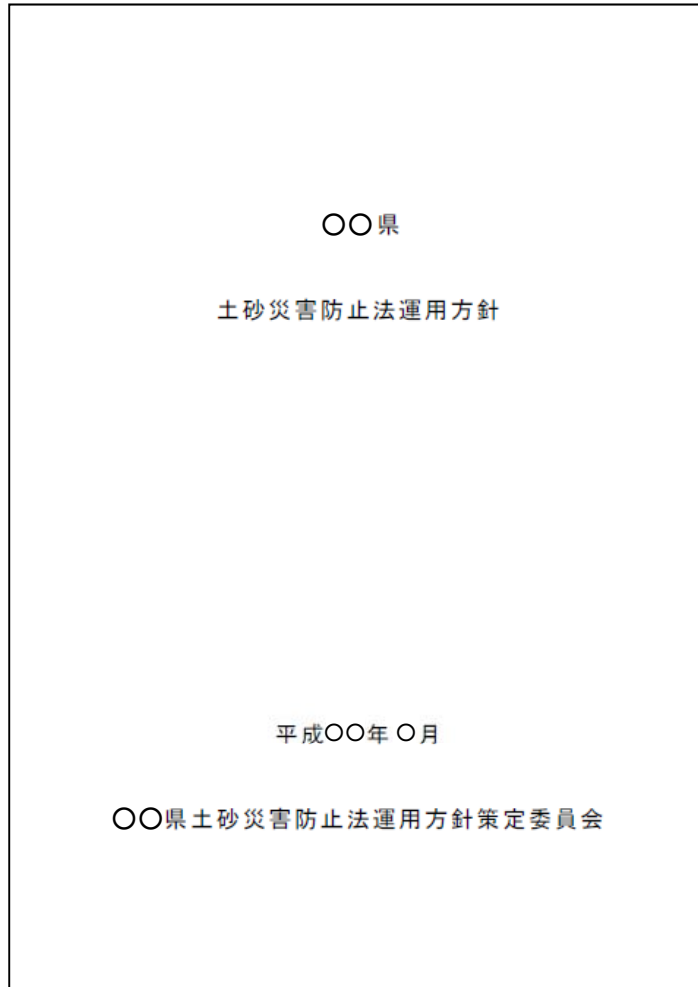
N=20 (回答数)

- ① 移転に関する補助制度が活用できた
- ② 指定前から予定していた移転の時期が一致した
- ③ 土砂災害特別警戒区域に指定され、土砂災害により住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれ大きいと判断した

⑤-4 移転勧告の判断基準の策定状況

- 全国の4県で移転勧告の判断基準が策定されているが、移転勧告の実績はない

移転勧告の判断基準の策定事例



土砂災害防止法に関する運用指針に移転勧告の実施方針を記載

これまでの取り組み状況

今後の対応方針（案）

これまでの取り組み状況

項目	取り組み状況
基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所約52万5千箇所に対し、約29万8千箇所実施 ・進捗状況は<u>都道府県毎に大きな差</u> *主な理由: 予算不足、住民説明に時間を要す 等
区域指定	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域は約22万箇所、特別警戒区域は約10万3千箇所指定 ・進捗状況は<u>都道府県毎に大きな差</u> *主な理由: 地区単位での指定希望、地元の反対 等
指定区域の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての都道府県で土砂災害警戒区域等をインターネットで公開 ・うち44都道府県で指定の範囲が分かる図面も公開する一方、<u>未公開の県もある</u>
警戒避難体制	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域が指定された市町村の9割で、地域防災計画へ警戒避難に関する事項を記載 ・<u>避難勧告、避難所に関する事項</u>への反映は相対的に<u>低調</u> ・土砂災害警戒情報の避難勧告への活用は約5割だが、ほとんどが<u>判断材料の一つ</u>としての扱い
特定開発行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請前の事前相談により、安全対策を講じたり、開発計画の見直しに至る事例が認められたが、件数はまだ少ない
特別警戒区域からの移転	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で30件の移転事例があり、<u>すべての事例で移転支援制度を活用</u> ・<u>独自の支援制度</u>を設けている県では、移転<u>件数が多い</u> ・<u>移転勧告の事例はない</u>

今後の対応方針(案)

	土砂災害防止法の取り組みにかかる課題	対応方針案	具体の取り組み案
基礎調査・区域指定	I 早期の区域指定に向けた基礎調査の実施方策等、指定が遅れている都道府県への対応	(1) 基礎調査や区域指定が著しく遅れている都道府県への積極的な助言、支援等	① 指定が著しく遅れていると認められる都道府県へのヒアリング(指定が遅れている理由、指定促進に向けた取り組み等の確認) ② 市町村や住民の指定への反対等に対する考え方の提示 ③ 指定が進まない都道府県の基礎調査、区域指定に関する検討
		(2) 法律に基づく報告制度の適用	④ 法第4条に基づく基礎調査結果の国への報告
		(3) 情報の公開	⑤ 基礎調査の実施状況、区域指定の状況等に関する定期的調査と結果の公表
		(4) 基礎調査、区域指定の促進に関する情報提供や助言	⑥ 基礎調査や区域指定の単位に関する助言(学区単位、自治会単位での指定等) ⑦ 先行している県の取り組みに関する情報提供
	II 2巡目以降の基礎調査や警戒区域等の指定・解除のあり方	(1) 2巡目以降の基礎調査に関する方針の提示	⑧ 1回目の基礎調査以降に発生した土砂災害や開発等の状況、市町村の警戒避難体制整備状況等の把握について基本指針への反映を検討
警戒避難	III 地域防災計画への避難勧告等の発令基準の反映	(1) 市町村への周知等	⑨ 警戒避難体制整備に関する都道府県から市町村への周知、及び取り組み状況に関する情報共有 ⑩ 避難勧告の発令基準等の設定に関する市町村への技術的助言等の支援
	IV 土砂災害ハザードマップの作成・周知の推進方策	(1) 市町村への周知等	⑪ 区域指定後のハザードマップ作成等に関する都道府県から市町村への周知及び取り組み状況に関する情報共有 ⑫ ハザードマップ作成等に関する市町村への技術的助言等の支援
		(2) 予算面からの支援	⑬ ハザードマップ作成に係る交付金制度に関する周知 ⑭ ハザードマップ作成に係る交付金の活用事例の紹介
行開 為発	V 特定開発行為の許可制度の適切な運用	(1) 無許可開発行為への対応	⑮ 2巡目以降の基礎調査実施時に、無許可の開発行為を把握することについて、基本指針への反映を検討
支移 援転	VI 移転勧告の適切な運用	(1) 移転勧告の考え方の明確化	⑯ 移転勧告の考え方について基本指針への反映を検討
		(2) 移転支援制度の周知等	⑰ 住民説明会の場等を通じた移転支援制度の周知浸透等